

第九十回国
参議院社会労働委員会會議録第一号

昭和五十四年十二月十日(月曜日)
午後一時四十分開会

委員氏名

委員長 久保 亘君
理事 遠藤 政夫君
理事 佐々木 満君
理事 片山 基市君
理事 小平 芳平君
理事 石本 茂君
理事 上原 正吉君
理事 亀長 友義君
理事 田代由紀男君
理事 竹内 潔君
理事 玉置 和郎君
理事 福島 茂夫君
理事 森下 泰君
理事 高杉 勉忠君
理事 目黒今朝次郎君
理事 安恒 良一君
理事 渡部 通子君
理事 小笠原貞子君
理事 柄谷 道一君
理事 下村 泰君

十二月八日
安武 洋子君
目黒今朝次郎君
柄谷 道一君
補欠選任
小笠原貞子君
久保 亘君
遠藤 政夫君
佐々木 満君
片山 基市君
小平 芳平君
石本 茂君
上原 正吉君
田代由紀男君
竹内 潔君
玉置 和郎君
福島 茂夫君
森下 泰君
高杉 勉忠君
目黒今朝次郎君
安恒 良一君
渡部 通子君
小笠原貞子君
柄谷 道一君
下村 泰君

出席者は左のとおり。

委員長 久保 亘君
理事 遠藤 政夫君
理事 佐々木 満君
理事 片山 基市君
理事 小平 芳平君
理事 石本 茂君
理事 上原 正吉君
理事 田代由紀男君
理事 竹内 潔君
理事 玉置 和郎君
理事 福島 茂夫君
理事 森下 泰君
理事 高杉 勉忠君
理事 目黒今朝次郎君
理事 安恒 良一君
理事 渡部 通子君
理事 小笠原貞子君
理事 柄谷 道一君
理事 下村 泰君

委員

衆議院議員
社会労働委員長 葉梨 信行君
国務大臣 厚生 大臣 野呂 恭一君
労働 大臣 藤波 孝生君
政府委員

委員

厚生省医務局長 田中 明夫君
厚生省保険局長 石野 清治君
社会保険庁医療 此村 友一君
運輸省船員局長 山元伊佐久君
労働大臣官房長 谷口 隆志君
労働省労働基準 吉本 実君
局長 関 英夫君
労働省職業安定 今藤 省三君
局長 員 常任委員会専門

事務局側

水産庁漁政部企 鶴岡 俊彦君
画課長 上田 大和君
水産庁海洋漁業 佐伯 嘉彦君
部課長 津田 正君
通商産業省産業 自治省財政局財 政課長

説明員

本日、の会議に付した案件
○調査承認要求に関する件
○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○角膜炎及び胃腸の移植に関する法律案(衆議院提出)
○障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二四号外一七件)
○医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二八号外五件)
○労働行政体制確立に関する請願(第四三号外八件)

○事務福祉法制定等に関する請願(第七六号)
○医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第七七号外九件)
○医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第八四号外二件)
○健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願(第八六号外二件)
○老人医療費の無料化反対等に関する請願(第九一号)
○国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇二号外一五件)
○医療保険制度の大改悪反対・医療制度改善に関する請願(第二二七号)
○療術の法制化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第二二七号)
○栄養士法一部改正に関する請願(第一六二号外四件)
○全国夜学生の労働条件改善等に関する請願(第二〇一号)
○公立保育所の増設等に関する請願(第二〇五号)
○積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の五十五年度予算措置に関する請願(第二三八号外一件)
○肢体障害者の生活保障に関する請願(第二五三号)
○家族性ポリボース症に関する請願(第二七四号)
○継続調査要求に関する件

委員長の発言

委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十一月十六日、中村利次君が委員を辞任され、その補欠として柄谷道一君が選任されました。
また、去る四日、亀長友義君が委員を辞任され、

その補欠として丸茂重貞君が選任されました。

また、去る八日、目黒今朝次郎君及び柄谷道一君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君及び柳澤謙造君が選任されました。

○委員長(久保亘君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を行うこととし、これら二件の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久保亘君) 次に、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤波労働大臣。

○国務大臣(藤波孝生君) ただいま議題となりました国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

漁業離職者及び特定不況業種離職者につきましては、昭和五十二年十二月に制定されました国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法に基づき、

特別な就職指導の実施、雇用保険法の特例、職業転換給付金の支給など各般の施策を講ずることにより、その再就職の促進と生活の安定に努めてきたところであります。

しかしながら、漁業離職者及び特定不況業種離職者につきましては、今後においてもなおその発生が予想されますので、政府といたしましては、現行の漁業離職者対策及び特定不況業種離職者対策を今後引き続き実施する必要があると考え、この法律案を作成し、提案した次第であります。

その内容は、昭和五十五年一月二日に効力を失うこととなっております国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限を延長し、昭和五十八年六月三十日までとするものであります。

以上この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保亘君) 以上をもつて趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山基市君 ただいま大臣から御説明がありました法律案に関係をし、二、三の点について御質問をしたいと思います。

昭和五十二年の十二月、特定不況業種離職者臨時措置法ほか二法が制定されて以来、さらに特定不況業種安定法、特定不況地域法、雇用保険法等の制定や改正が行われてきましたが、それぞれどのように機能してきたのか、実施状況をわかりやすく説明をしていただきたい。そして、労働省のかけ声の十万人雇用創出の呼び水として十分機能したと理解してよいかどうか。まさか首の切りっ放し、首を切った刀の洗ひ水となっただけではないか。それはどういうことになっておるか、御返答願いたいと思います。

○政府委員(関英夫君) ただいま御質問のありま

した不況業種離職者臨時措置法につきましては、先生御承知のとおり、石油ショック以降需要が低迷いたしました。あるいはまた、国際競争力の低下等によりまして構造的な不況に直面した業種において多数の離職者の発生が見込まれる。そこで、これに對していろいろな対策を講ずるために制定されたものでございますが、今日までの実績を見てまいりますと、本年十月末現在でございまして、求職手帳の発行件数が七万四千二百九十六人ということになっております。そのうち再就職をいたしました者の数が三万八千八百五十八人、約五二・三％ぐらいが再就職しております。そういう意味で、この法律はこれらの不況業種の離職者の再就職に、あるいはまた生活の安定にかなりの効果を上げていっているものというふうに考えております。

また、十万人の雇用創出がどうなっておるかというお尋ねがございました。民間にできるだけ中高年層者を雇っていたらどうというように、中高年層者雇用開発給付金制度の大幅な拡充を本年六月から行いまして、そのような雇用開発給付金の対策あるいはほかの対策もあわせて約十万人の雇用創出を本年度目標としておられるわけでございますが、これも本年四月から十月までの実績で約四万八千人の支給決定を見ております。約半年で四万八千人、なお今後努力をする必要がありまして、これらの手厚い給付金制度を積極的に運用いたしまして、十万人の雇用創出の実現を何とかいたしたいということ、現在懸命の努力をいたしているところでございます。

○片山基市君 首の切りっ放しでない、何とかがんばっておるという話であります。やはり雇用の問題は、人間として生きていく場合の最大の課題でありますから、それに焦点を当ててひとつお願いをしたいと思います。

次に、離職者法における指定業種の弾力的な指定、それから中小企業の離職者に対する適用についての行政指導及び各種給付金支給の期限切れのものについての措置はどうなっているか。質問を

したいのは、各種給付金支給の期限切れになったものはどのような措置をさらにとられておるか、明確にしたいと思っております。

○政府委員(関英夫君) 最初の御質問の、不況業種の指定に当たって中小企業に對してどういう配慮をしているかという点でございまして、この不況業種離職者臨時措置法制定の際に附帯決議がございまして、立法趣旨を十分に生かして、経済の実情に即応して弾力的に業種指定を行うようにという趣旨の附帯決議がございました。これを踏まえまして、労働省といたしましては、中央職業安定審議会の答申を得まして指定基準を定め、これに基づいて産業雇用の実態に即し機動的な指定を行っているところでございます。

現在までに三十九業種の指定をいたしておりますが、この中には、中小企業が多いと思われるような織物とかメリヤス、外衣、中衣あるいは下着などの製造業、あるいは段ボールとかゴム底布ぐつとかいうような製造業、あるいは関連下請を含む造船業、造船の関連の部品メーカー、あるいは足場組み立て等を含めまして指定を行っているところでございます。また、特に不況業種として指定された業種の下請関係にあります中小企業に対しても、法の適用対象とするような特定の配慮もいたしておるところでございます。今後業種指定につきまして、機動的、弾力的に考えていきたいというふうに考えております。

次の二番目の御質問は、不況業種離職者臨時措置法等によりまして雇用保険の給付が延長になったり、あるいはその後求職手帳所持者につきまして給付金手当が支給されるわけでございますが、そういうものが終了した者がどうなっておるかというところでございます。現在、求職手帳を発給した者が先ほど申し上げましたように七万四千人ぐらいいなっていますが、そのうち約四万八千人が再就職等をいたしております。十月末現在で約二万六千人の者が措置を受けていることになりました。このうち約二万二千人はまだ雇用保険なり手当等を受給中でございますし、そういったものが終了

した者が約四千人でございます。こういう者につきましては、公共職業安定所におきまして十分な職業指導、紹介、あっせん、あるいはできるだけ職業訓練の受講を進める等の措置を講ずるとともに、中高年齢者雇用開発給付金等の活用によつて、できるだけ早期に再就職ができるよう努力していただくでございます。

○片山基市君 いまの説明で、四千名が期限切れになつておるといふことでありますから、この方に対する特別な措置を強めていただけるように、就職の機会が得られるように格段の行政の努力をお願いしたいと思います。

次に、水産庁にお伺いするんですが、離職者法の適用は、国の政策あるいは外国の政策等によつて就業ができなかつた者に対する措置であります。が、実は鹿児島県枕崎を中心に、御承知と思いますが、カツオ漁業の基地がございます。近年、燃油についての値上がり、ことしの初めは一トンが三万円程度でございましたが、たゞいまは大体倍の六万五千円程度となつておるようであります。そのために一航海について千五百万円ぐらいの油代が要る、こういうことで、船主は採算がとれないので操業停止や出漁回数を減らさざるを得ない、こういうことになつておると聞いておりますが、そのためにさらに漁価が低迷しておりますから陸揚げする人がある。いわゆる乗務員、乗船をしてる人たちが、漁民に対しては特別な措置が行われておりません。非常に困難な事態になつておると思つておるんですが、そのような事情についてまずお聞きをしたい。

○説明員(上田大和君) カツオ・マグロ漁業につきましては、たゞいま先生の御指摘のように、非常に経営状態が悪化しておるわけでございます。その理由といたしましては、たゞいまも御指摘ありましたように、カツオの漁価が非常に低迷してあるということ、これは遠洋カツオの、主に冷凍カツオでございますけれども、この製品の大部分が米国向けの輸出に依存しているということでございます。近年のドル安で非常に生産価格が低

迷しているという理由が一つでございます。

それからもう一つは、燃油が非常に高騰しているということがさらにこの状態に拍車をかけているということでございます。この状態は当分続くのではないかとこのように判断しているわけでございます。

それで、この対策といたしましては、やはり魚価のアップを図ることがまず第一点でございます。

それから第二番目には、燃油の問題でございますけれども、燃油の問題につきましては、つい最近、燃油資金といたしまして、遠洋漁業全体に対して三百億の緊急低利の融資をすることを決定いたしております。この三百億の中に、カツオ・マグロ漁業に対しては八十四億円を予定しているところでございます。なお、カツオ漁業に対する抜本的な対策につきましては、所属団体でございますところの日経連という団体がございまして、この団体でいろいろ基本的な問題について検討を進めておりますので、その団体の意見等を十分に聴取いたしまして、今後前向きな対策を進めていきたい、このように考えておるわけでございます。

○片山基市君 いまの御説明で、魚価と燃油についての適切な措置をとらなかならない、こういうことでございますが、実は、船主に対しては国としての助成措置があるんですが、先ほど申しましたように、いわゆる操業の回数、出漁回数が減る、こういうことになりまして失業する、こういうことになります。それについては、たとえば自治体、鹿児島県としてはカツオ・マグロについての対策として何かの努力をされているんですが、水産庁として雇用問題についてどういうように考えられるか。かてて加えて、それに、労働省がもしその立場であればどういうような措置がとれるか、明確にしてもらいたいと思ふ。

○説明員(鶴岡俊彦君) 現在のところ、たゞいま遠洋課長の方からお答えいたしましたように、カツオ・マグロ漁業全体をどういうようにするのか、

その中には当然、経営者のみならず、漁船乗組員も含めましてカツオ漁業問題についてどうするかというふうなことにつきまして、たゞいま申し上げましたような燃油資金、その他の融資をやっているわけでございます。また、基本的問題についても検討を進めておるところでございます。

なお、枕崎のカツオ・マグロ漁業につきまして、特にほかの地域以上に困つておるといふうな話は私も内々耳にしておるわけでございまして、ただ、枕崎のカツオ漁船の五隻につきましてはいわゆる日経連に参加してございまして、組合系統でございまして、全漁連関係に一応関連しているといふうなことで、全漁連等を通じて現在における実情、あるいはどういふうに全体を持っていくのか、そういうことをいま調査しているわけでございます。それで、現在、相当深刻といふうなことも聞いておりますし、たとえば、もし仮に減船をしなければいけないといふうなことになりましたら、漁業再建整備措置法に基づいていろいろな仕組みもございまして、今後、現地で具体的にどういふ対応をするのか、その辺を見きわめまして、乗組員対策も含めまして措置していきたいといふうに考えております。

○片山基市君 最後に、実はカツオ・マグロ漁業について、将来の国民のたん白質を確保するためにも、ぜひとも乗組員の失業状態、こういうことが起こらないように、円滑な状態ができるように努力をさらに続けてもらいたいということを質問して終わります。——ちよつと答えてください。

○説明員(鶴岡俊彦君) 水産庁といたしまして、昨今のような二百海里、むずかしい情勢を控えて、漁業の振興、あるいは漁業を振興するために、それに従事します漁船乗組員の確保というのがきわめて重要なことでございます。御指摘のような趣意に沿ひまして格段の努力をいたしたいといふように考えております。

○対馬孝且君 たゞいま離職者二法案に関連をいたしまして各般の説明がございましたが、これに関連をいたしまして、具体的な事例を挙げて、ひ

とつて問題の解決をしてもらいたい、こう思っているわけですが。

特に、北海道の問題に限定をいたすんでありますが、御案内のとおり二百海里漁業、特に関連産業の影響、北海道の造船業界における影響、鉄鋼産業の合理化、こういう問題は、相変わらず雇用の情勢といふのは非常に悪化をいたしております。また、積雪寒冷の時期を迎えまして、再び約三十万人の季節労働者がいまなお雇用対策に非常に先行き不安の状態であるというのが今日の事態でございます。したがって、まず、北海道における雇用、失業の動向についてどのような対策をとられているか、これは時間もありませんから簡単にひとつお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(関英夫君) 北海道におきます最近の雇用、失業情勢でございますが、公共事業の実施等により建設業を中心とした求人増加しておりますものの、先生御指摘のように、なかなか厳しい状況にございまして、ことしの十月の有効求人倍率は〇・四四倍といふふうに、前年同期に比較しますと若干改善はされておりますが、なお厳しい状況にございまして。

このような情勢に対処するために、たゞいま御審議いただいております特定不況業種離職者臨時措置法あるいは漁業離職者臨時措置法に基づきまして求職手帳の発給、雇用保険の給付の延長、それから訓練手当、就職促進手当の支給、あるいは職業訓練の機動的実施、あるいは特定不況地域につきまして雇用安定事業の特例措置の実施、雇用保険の延長給付、公共事業への就労促進、こういったような施策を講じて失業の予防なり再就職の促進に努めているところでございます。

○対馬孝且君 いま安定局長が言われましたように、私の調べによりますと、九月の全国の求人倍率は〇・八六です。北海道は〇・四四、十月が全国が〇・八九、北海道は〇・四三、かえって、むしろ十月に入つてからさらにまた落ちていくわけですね。私、北海道の釧路と函館、おととい函館へ行つてまいりましたが、特にいまなお函館ドッ

クにまつわる下請の東海興業、そして御案内の日魯造船、この離職者を含めて函館ドックの離職者が御案内のとおり約千を超えるような離職の実態に至っているわけです。これの再就職が何ぼになつていくかといふと、たつた二百二十三という数字より今日の段階では出ていないわけです。それでだんだんにちがはつてくる。

いまも安定局長が言ったように、雇用保険の延長ということになるわけですが、このまま推移をしますと、離職者就職促進手当を入れて最大限訓練手当等をやつたとしても、三年が一定の限界である、こういうことになります。ところが、この日魯造船の場合はもう三年くるわけです。これが三年経過することになるわけです。したがって、日魯造船の場合の対策は一体どうしたらいいかということで、現地はもう非常にいま悩み苦しんでいるわけです。全く行き先不安な状態にあります。

ことしの六月に、私も社労委員長をやつておりましたから、前大臣でございました栗原労働大臣と函館高等職業訓練学校の視察をいたしました。ところが、地元造船の離職者である高等訓練学校に入っているのが、私が行つたときはたつた六名よりいらないわけです。これでは地元の対策にもならなければ、離職者救済に全然なっていないといふのは、これはもうお認めになつて思ふんであります。栗原労働大臣も意外性を感じておつたわけですから。

したがって、こういう問題を考えますと、次のことをちよつとお伺いしたいんであります。そういう意味ではこの北海道における指定業種、求職手帳の発給件数、それから求職件数、それから給付金の支給状況、これを概略、ポイントでいいですからちよつと説明願つて、そして、日魯造船のようなどうしても最大限現行法の中で救われないう者に対してどういふようにこれからの対策としてお考えになつていくか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(関英夫君) お尋ねの北海道におきま

す特定指定業種のまづ数でござりますが、北海道においては二十二業種から離職者が出ていくということになつておりまして、求職手帳の発給件数は十月末までの累計で三千九百三十一件、それから就職件数が千九百二件ということになつております。

それから、給付金別の支給状況でござりますが、就職促進手当が約一億七千万円、それから訓練待期手当が約一千万円、再就職奨励金が約九百万円、全体で大体一億九千万円となつております。それから特定不況業種離職者雇用開発給付金の支給状況は、受給資格決定者数が三十四人、支給額約六百三十万円という状況でござります。

○対馬孝且君 いまの安定局長が発表されましたおりの数字でありまして、いま言われた数字から見ますと、北海道の対策としてはほとんど先行き全く暗い、こういう不安がもう一番横もつていくということになるわけでございます。その点からまいりまして、ひとつ私が先ほど言つた最大限法の拡大運用を、前回も法案成立を願つたわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この三年を経て、いまなお再就職の道がないという者を一体どうするかということが一つ。

それからもう一つ、次に、運輸省の所管にかかわることからちよつとお伺いしたいんであります。船員の雇用促進状況についてどういふ適用状況になつていくか、これをあわせて御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(関英夫君) 先ほども片山委員にお答えいたしましたけれども、ある一定期限で給付金等の期限が切れるということになります。その後につきましては、公共職業安定所において特別な職業相談、職業指導をし、できるならば訓練を受けていただく。その訓練につきましても、先生御指摘のように改善すべき点が多々ございますし、また、公共職業訓練だけでなく、もつと民間の場も活用しての機動的な訓練の体制というふうなことも考えつつ、できる限り訓練を受けていただく。それからもう一つは、中高年齢者雇用開発給付

金のような制度を安定所で活用いたしましたして、できる限り早期の民間就職に努力していきたいと思ひます。

また、もう少し長い目で見まして、不況地域における公共事業の実施等にも力を入れておるわけでございますが、その地域全体の公共事業による効果に期待するとともに、あるいは雇用開発委員会、そういうようなところの研究成果、そういうものにもこれから期待をしていきたいというふうな考えでおります。

○政府委員(山元伊佐久君) 船員関係につきましてお答え申し上げます。

いわゆる漁臨法に基づきまして求職手帳を発給いたしている者は、本年の九月末で全国六千二百九十五名でござりますが、このうち北海道は二千四百九十一名でございまして、全国の約四割を占めている状況でござります。これらの方々に對しましては、この法律に基づきまして給付金を支給すると就職指導を行っているところでござりますが、特に本年度からは水産庁と共同いたしました。各単位の漁業協同組合等から漁業労働力の需給情報を集めまして、これをファクシミリによりまして各船員職業安定所に電送し、そこで各海運局管内で求人求職の成立に努めているところでござります。また、当該海運局管内で不成立の場合には、全国的な規模で他の海運局にもこの情報を広域に紹介いたしまして、求人求職に努めているというところでござります。特に、昨今のような事態に對処するために、来年の二月には財団法人日本船舶職員養成協会をして漁船員の方々に再教育訓練を実施いたしまして、一日も早く安定した職場へ就職が促進されるように努力いたしているところでござります。

○対馬孝且君 いまあなたからそういう説明がありましたけれども、この間十一月に北海道で、行政管理局で船員の雇用対策及び教育対策に関する行政監察計画に基づく勧告というのがあなたの方に出されていますね、お認めになつて思ひますが、これを見ても、私は釧路へ行つてきましたけど、

きわめてこれはずさんです。これはもう離職者対策なんという言葉だけであつて、具体的なことがひとつもなされてない。

それでは、具体的に伺ひますけれども、私の調べによると、運輸省海運局の地方出先機関の船員職業安定所、この担当者は、北海道の場合函館で支局で二名、室蘭が一名、釧路が兼務を兼ねてこれは二人です。留明も兼任を兼ねて一人、稚内にも一人、こういう状態になつていくわけだ。それだから、この前行管でも指摘されたように、当面、緊急対策という言葉ではなされていくかしらぬけれども、中長期を展望した場合に、具体的に窓口自体がこういう状態で、船員が一人一人相談に行つて、私は事情も聞いたんだけど、もう話にも何もならぬと言ふんだ。いやもう時間待たされて、三時間も四時間も待たされて、あぐくの果てにいろいろ聞かれて、何とかなると思つたら三回も四回も通つてもさっぱり見通しがつかぬ、こういう状況では、いまも行政改革等の問題が出ておりますけれども、こういうずさんなことをやつては、離職者相談をいたしてござりますとか離職者対策をやつてござりますとか言つたつて、これはもう話にもならないんじゃないですか。こういう実態を根本的にまず改革をするということ。追跡調査をやつていますか、はつきり申し上げて。私は、追跡調査もはなはだしきはなされてないといふことを釧路の現場で聞きましたけれども、こういう状態では追跡調査できるわけがないでしょう。こんな一名やそこらで兼務して、あの広い釧路の三十万都市の中でどうやって追跡調査できますか。そういう相談に行つたつて相談にもならないと、こう言う。われわれ一体どこへ行けばいいんだというのが率直な――漁業離職者はいま路頭に迷つていくというのが実態の姿なんです。こういうものに対して行管が勧告をするといふのは当然、むしろ遅きに失するぐらいだと私は思つています。こういう問題についてどういふふうにお考えになつていくのか、どういふふうなこれから対策しようとしていくのか、これをお

伺います。

○政府委員(山元伊佐久君) 運輸省いたしましたし
ては、職業安定所数につきましては五十二年度全
国五十七カ所でございますが、五十四年度は六
十一カ所におよびしております。また、職員の数も
五十二年度八十二名のところ、五十四年度九十四
名というように逐次増員はいたしております。それ
から船員の雇用対策事業費につきましては、五十
二年度全国で二百二十五万四千でございましたが、
五十四年度は三千五百六十九万二千というよう
に、かなり大幅な増額には努力しているつもりで
ございます。

しかしながら、先生がたゞいま御指摘のように、
船員職業安定所の窓口事務において十分にその機
能を発揮していただけないかという点は確かに
あるかと思ひます。また先日、行政管理局
から、きめの細かい業務の実施なり機能を強化す
るよう勧告を受けているところでございます。
そこで、私もいたしましては、まず一つは
求人開拓でございますけれども、各船社を回
るとか、あるいは関係団体にさらに小まめに依頼
するとかということ、積極的かつ計画的に求人の
開拓を進める必要があると思っております。

第二には、先ほど申し上げましたように、テレ
ックスによりまして広域の職業紹介に努めておるつ
もりではございますけれども、なお求人求職の成
立のための紹介等についての不徹底なきらいもご
ざいますので、やはりきめの細かい対策をさらに
徹底していく必要があると思っております。

それから第三には、離職船員のうち陸上企業へ
の就職を希望している者も、離職船員の中に半数
以上がある現状でございますので、この点につき
ましても労働省とよく御相談しまして、船員職安
から公共職安へ移管が円滑にいくように、今後さ
らに措置してまいりたいと考えております。

確かに、現在まで不備な点があると思ひますが、
さらに努力をいたしたいと思ひますので、
御了承いただきたいと存じます。

○対馬孝且君 いまあなたが率直に、実態を見て

おりますとそのとおりであると実態をお認めに
なっているから、その実態認識は変わつてない
と思うんであります。これからきめ細かい対策を
いという行政の勧告になつてゐることはそのと
おりでありまして、私はここで問題にしたい
のは、このあたりはもう一回検討されるべき
でないかという問題はどうかといひます
と、いわゆる中型サケ・マス、小型サケ・マス漁
船に乗っている漁船員で十トン以下の離職者とい
うのは、離職者求職手帳が渡つていないわけだ。
対象になつていないんです。これは釧路だけ
もつて、私が調べたら、アンケートをとつたら大
体四千三百人ぐらいいるというんだ。

どういふことかといひますと、こういうこと
です。保険給付の場合は六カ月でしよう。ところが
中型サケ・マスとか小型サケ・マス十トン以下と
いふ場合は、これは沖合いに行つて操業を開始し
てから帰つてくるまで大体実績から見ると三カ月
なんです。帰つてきて網を整備して船を整備し
たつて、四カ月からせいぜい五カ月足らずよりな
らないというわけだ。そうすると、大体もうこれ
は船員保険の対象にならないわけだ。だから仕
方ないから自分の前浜でもつて、釧路というなら
ばキンキだとかあるいはカレイだとか、そういう
沿岸の前浜の漁業をして細々と生活をしている、
こういう実態になつてゐるわけでしょう。

これは、北海道庁も無責任だと思ふだけ
も、この間私も釧路へ行つて意外性を感じたん
です。率直にそういう訴えが実は出てきてゐるわ
けです。こういう問題について、これは主官は厚生
省だと思ふんですが、厚生省はこの給付状
況を一回見直してゐる、見直さなければならぬ
実態にきてゐるんじゃないかといふことをひとつ
運輸省とあわせて検討されるべき段階じゃない
かと思ふんですが、いかがですか、このことにつ
いて。

○政府委員(此村友一君) 船員保険の失業部門に
つきましては、先生御承知のとおり、通年雇用の
実態にない漁船の船員は現行制度上適用除外とい

うことになつてゐるわけでございます。これはそ
ういふような方々につきまして、毎年一定の時期
に離職する傾向にある方々をどこまで保険に取り
込めるか、こういうような制度上の大きな問題が
ございます。それからもう一つには財政的な問題
でございます。現在船員保険の失業部門につ
きましては、今年度千分の十一から千分の三上げま
して保険料の引き上げを行いましたけれども、そ
れでもなお今年度末におきましては、単年度二十
何億かの赤字が予定されてゐるわけでございます。

そういった問題がございますけれども、そう
いふ意味で、いま先生のおっしゃいました就労期間
が毎年四カ月が通例である、あるいは三カ月が通
例である、こういうような実態の方について、
いま直ちに船員保険を適用するといふような問題
はなかなか困難である、かように考へてゐるわけ
でございますけれども、社会保険審議会船員保険
部会においてもそういった問題がいろいろと議論
を重ねられてゐるときでもございますので、私
ども十分慎重に検討してまいりたい、かように考
へております。

○対馬孝且君 慎重に検討してもらふといふこと
ですけれども、これは何のための法律をつくつた
かといふことなんだから、少なくとも、実態を踏
まえて法律をつくつてその者の生活権を守つてや
るといふのがこの保険の性格なんだから、もち
ろん財政的な問題があると思ふけれども、私はや
ぱりやり方だと思ふんだ。保険の対象にするか
しないかという判断は、これは法律をつくるとき
の判断をはつきりすればいいことであつて、問題
は私の言いたいのは、そういう者がむしろ多いん
だといふことだよ。いま保険給付の対象になら
ない漁船員の方が多いんだと、こういう実態がある
にもかかわらず、これはやむを得ないんだといふ
うなことで解決しようといふようなものでは
ないと思ふんだ。相当なもので、釧路だけで
四千三百人いるんだから。これはまだ細密に稚内
とか函館とか、あるいは紋別、網走、留萌沿岸地

帯を調べたら相当な数に私は上ると思ひます。
これは、釧路がたまたまアンケート調査をや
つただけで四千三百人いるというんだ。こういう
問題について、いまもあなたも言つたけれども、審
議会の場で提言を願つて、積極的にこの問題は私
は実態調査した方がいいと思ふんだ。あなた、本
省におつてそんなテーブルプランをつくつたつ
て、そんなものの何の役にも立たない。私に言わ
せれば、現地に飛んで、稚内の実態が一体どう
なんだというくらいに実態調査をして、そうして審
議会に提言を願つて早くこの問題を解決を
する、こういう積極的な検討をする、こういう
ふうに強く申し上げたいのですが、この点いかが
ですか。

○政府委員(此村友一君) 再々繰り返すことになる
わけでございますが、失業といふ事故についてど
の程度カバーするかといふような非常に基本的な
問題に絡むものでございまして、そういう点に
ついて十分考へてまいりたい。ただ、先生が実
態を踏まえていろいろ御発言されましたという事
実につきまして、十分それを念頭に置きまして私
ども検討してまいりたい、かように考へてお
ります。

○対馬孝且君 時間もないから、ひとつ官僚的な
発想ではなくて、いま問題になつてゐるうちに、
官僚感覚で法律救済をしたつてしょうがないん
だから、問題は、どうしたら生きた対策ができる
かといふことに、いまもあなたが積極的に検討する
といふことだから、そういうことで検討してもら
いたいと思ひます。

次に、自治省来ていませんか。——来てゐるね。
ちよつと自治省にお伺ひしたいのですが、先ほど
の問題に関連いたしまして、自治省として特定不
況地域を指定いたしましたね。それに伴う対策が
どのように北海道の場合になされてゐるのか、ど
ういう状況にあるのか、これも簡潔にひとつ伺
ひます。

○説明員(津田正君) 特定不況対策につきま
しては、特に職業訓練関係であるとか、それから公
共事業の配分あるいは単独事業の実施、それから生

活安定資金、企業のための融資金、そういうようなものにつぎまして計画をつくらせ、これによって実施をしておるところでございます。自治省といたしましては、これらの計画に基づきます事業につぎまして、起債あるいは特別交付税の配分等で対処しているところでございます。

○対馬孝且君 そのとおりだけれども、雇用創出対策をするというのが自治省の目的でしょう、自治体として。つまり、室蘭なら室蘭の不況地域に合った雇用創出対策をどう生み出していかうかというところについて、私はそういう具体的なことを聞いています。たとえば室蘭の白鳥大橋建設の問題で、室蘭、地方自治体等はもちろんやっているが、そういう一つのケースを例にとらえるならば、具体的に自治省としてどういう雇用創出の対策をとられているのか。たとえば具体的に室蘭のケースを私はいま挙げましたけれども、そういう意味のことを言っているのだ。そういう対策はどういうふうな指導されているのか、こう言っているのです。

○説明員(津田正君) 室蘭の実情につきましても、私、いま資料等も持っておりますので承知しておりますが、単独事業につきましても、あるいはこれは室蘭ではやってないかわかりませんが、これはこういうような機会を利用して橋梁の塗装等の事業、そういう従来やっておらないような単独事業につきましても、起債等の配分で措置をしておるような状況でございます。そういうような事業によって雇用吸収も図られるであろう、こういう考え方でございます。

○対馬孝且君 それでは、次の具体的な問題、五十二年の十二月に離職者二法の制定をいたしました。そのときに、業種指定の弾力的運用という問題等で私も附帯決議をしました。業種指定の弾力的運用、中小零細企業の離職者への適用のための行政指導等についての附帯決議が行われております。この中で一つ先ほどちょっと私も関連があるから申し上げたのでありますが、求職手帳の発給状況でも明らかなく、造船業の關係に集中し

ております。一方また、水産加工業者、中小零細企業、下請企業等の業種指定が要望されている趣旨が附帯決議の趣旨になっているのであります。この法の運用についても弾力的に運用してもらいたい、こういう要望が強く出ているわけです。これらについて関係官庁としてどういうお考えをお持ちしているか、お聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(関英夫君) 特定不況業種離職者臨時措置法に基づきます業種の指定につきましては、中央職業安定審議会の議を経て一応の指定基準を定めております。で、一定の要件を満たす業種について産業の生産、雇用等の実態に即して指定するということですが、御指摘のような中小あるいは零細企業が集中しているのではないかと見られます。たとえば冷凍水産製造業とか魚体前処理加工業とか魚かす、魚粉製造業、あるいは漁業製造業、メリヤス製造業等々、そういった業種もすでに指定業種の中に含まれておりまして、中小企業にも適用が及んでいる面も多かろうと思っております。

また、下請企業につきましても、取引関係にあります親企業が特定不況業種に属してございまして、その取引関係がおおむね五〇％程度に達すればその下請企業も法の適用を受けるという運用を行っております。そういうわけで、十分附帯決議の趣旨を踏まえまして弾力的、機動的に行っているつもりでございますが、今後とも実態に即応して機動的に運用してまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 なぜそういうことを言うかといいますと、先ほども具体的な例を挙げましたが、いま現実の問題として、函館の場合の日魯造船がちょうどどうこの給付日期限、限界に達してきているということと、それから、いまなお失業救済、再雇用の道がない、こういう問題が出てくるものですから、東海興業の場合と日魯造船の場合の対策としても、そういう意味での弾力的運用という

ものをひとつ考えてもらいたい。これが一つです。それから、運輸省の方に先ほども関連して質問いたしましたけれども、運輸省の方も実はあるわけですが、こういう問題について、先ほども申しましたように、一番悪いのが、運輸省の再雇用対策といたのは全くこれはもう北海道の場合は、なっていない。こういう実態があるわけですから、この附帯決議に沿った弾力的運用、それから細かい対策、それからもうちょっと、先ほどもあなたから答えがありましたけれども、労働省なり関係官庁との連絡提携という、言葉じゃなくて、私はこの二つの省が特別重点対策ということで両省の連絡会議等をつくつたらどうか、こういう提言を申し上げたいのですが、この点、そういう対策を強化の意味でとっていただきたい、こう思うのですが、労働省と運輸省にお伺いします。

○政府委員(関英夫君) 特定不況業種離職者臨時措置法の運用につきましては、現地の実態を十分把握いたしまして、私ども、運用上配慮すべきことがあれば現地の実態に即応するような運用を今後とも心がけていきたいと思っております。

それから、漁船員である離職者の問題でございますが、私ども公共職業安定所の方には陸上に勤務することを希望する離職者が参ることになっておりまして、一応海上勤務を希望する場合は船員職業安定所ということになります。先生のお話は、海上を希望しながらも、なおあわせて陸上を希望する者が非常に多い。その両者の連携が不十分ではないかということでございますが、行政官庁の勧告もございまして、この両者の連携が、私ども従来以上に両者の連携に努めたいと思っております。

現実には、現地では、たとえば船員関係のところでは失業の認定をする日に、公共職業安定所から職員が出張して相談に応ずるといふようなこともやっておりますけれども、さらに御指摘を踏まえて密接な連携を図っていきいたいと思っております。

摘されましたとおり、行政官庁の勧告の報告書の中にも、行政官庁が行いました離職船員に関するアンケート調査の結果によりますと、船員として再就職を希望する離職船員中一五％の者は、海上、陸上のどちらに就職してもよいと回答しております。また三九・八％に相当する者は、できるだけ海上に就職したいけれども、海上への就職が困難であれば陸上でもよいと回答いたしております。両者合わせますと、陸上への就職の可能性を持つ者が五四・八％を占めているというふうに指摘されております。したがって、私どももいたしましては、この行政官庁の勧告を十分にかみしめまして、労働省とよく御相談しまして、離職船員の再就職が一層促進されるようにきめ細くやってみようと思っております。

○対馬孝且君 いま両官庁の方からそれぞれ説明ありましたから、積極的に連絡会議等を通してきめ細かい、実りある行政指導を強めてもらいたいと、ひとつ要望しておきます。

それで次、時間もありませんから、積雪寒冷地の季節労働者対策につきましてお伺いいたします。

四十九年に、雇用保険法の成立によりまして、季節労働者の失業給付が五十日の一時金に減額されて、北海道の場合には現在、いまなお季節労働者が三十万人、まさに家族を含めて百万人というふうな状況で出稼から帰ってまいりまして、これから一月から三月までの間一体どうするか、こういうことになっているわけです。わが社会党としては、一貫して九十日の選択制を主張いたしてまいりましたが、なかなか各党と野党通しての一致を見ない段階でありますから、結論は出てないわけですから、暫定措置として、私も五十二年予算委員会、時の石田博英労働大臣に、それにかかわる措置がないかということ提案いたしました。石田博英労働大臣から、それにかかわる措置として積雪寒冷地給付金という暫定措置でいってはどうか、こういう提案がなされました。

したがって、これが今日まで三十九年間運用して

きているわけでありますが、この三年をもつて切れるわけであります。基本的には九十日が復活しない限り一月から三月、生活できないわけですから、この点からいってもこれはほかの東北六県のように農業兼業の季節労働者と違ひまして、三百六十五日ほとんど八〇%以上が建設に携つておるんであります。まさに三百六十五日季節労働者であるという実態にあるわけですから。

こういう意味で、この間の八月二十四日に、前の栗原労働大臣、前の細野安定局長、いまの関安定局長にお会いいたしまして、省議をもつていま大蔵省に予算要求をいたしております。こういう力強いお答えがあるんであります。この点について、基本的に積算給付金の延長という基本姿勢を最後まで貫いて実現をさせてもらいたいというのが、北海道の百万人の季節労働者の家族を含めての訴えであります。この点まず基本姿勢としてお伺いしておきたいと思うんですけれども、いかがですか、労働大臣、ひとつ。

○国務大臣(藤波孝生君) 積算給付金の仕組みは、先生御指摘のように、昭和五十二年度から五十四年度までの三年間暫定措置として設けられてきたものでございますが、積算寒冷地の建設事業主などではこの制度を活用をして、冬の期間に仕事を行うためにいろいろな工夫や努力をしながら今日にきています。こういう傾向が強く生じてきておることにかなりがみまして、その仕組みをさらに定着をさせる、同時に通年雇用化を促進するといふ見地からぜひ延長をしていきたい、労働省としてはそのように考えまして大蔵省に予算の要求をしている。前大臣からも引き継ぎを受けているところでございます。

いろいろと私も着任をいたしましたして検討させていたしておりますが、非常に重要な意味を持つておるように思います。なかなかこういう時期で、非常に財政の窮迫しておる中でございまして、この仕組みをさらに改善したり拡大をしたりといふことも、いろいろ検討はしてみたいと思っております。なかなか思うように改善ができるかどうか

ということについては厳しいものがございましてけれども、期間の延長につきましては労働省としては最重点を置いて、私も最後まで大蔵大臣とよく話をして、必ず実現をするように最善の努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○対馬孝且君 いま労働大臣から、最優先という課題で大蔵省に予算要求をしている、また、ぜひ実現をしたいという力強い決意のほどを示されておりますから、ぜひこれだけは、積算寒冷地給付金が三年目より早く軌道に乗りつつあるというのがいまの現状なんです。この点をよく実態把握を関安定局長はされておりますから、その実態を踏まえて、これもし三年が二年だとか、二年が一年だとか値切られたら、せっかくの制度の意味がなくなっちゃうんです。そこを間違わないように、ようやく三年目で結ついたという段階ですから。したがって、これから季節労働者三十万人が実りある、救われる対策になるかどうかという本当の緒にいたばかりでございますので、その決意でぜひやってみてほしい。

実は、私もこの間七日に、現地の全道労働協の議長、局長、それから北海道の季節労働組合の会長等も来まして、竹下大蔵大臣と会見をいたしました。大蔵大臣も実態認識をしていただきまして、幸い、何とかこういう財政再建の折ではあるけれども、北海道の実情としてよくわかった、積極的に、自分の個人的な意見だけれども、大蔵大臣といふ立場でも努力してまいりたい、こういうお答えがございましたので、ぜひ労働省としては最優先、不退転の決意で対処してもらいたい。いいですね、この点は。

それでは、次の問題に入りたいと思うんですが、これはいまそういう延長できるかどうかという事態にこういうことを申し上げるのはどうかと思うんであります。何とかでき得れば次の段階でいいんですが、延長が決まった後でいいんですけれども、指定業種の拡大ができないかということなんです。たとえば、水産加工とでん粉工場に働いてい

る方々がぜひ冬の季節に——でん粉工場に働く方々、水産加工はどうしても冬場になるとなくなる。これは積算ですから、名前のとおり積算なんです。雪が降ったら働けないという、こういう実情に沿うための措置なんです。そのために、でん粉工場とか水産加工というのがあるわけでありまして、これが遺憾ながら指定業種の中に入っておりませんので、これはぜひひとつ検討していただきたいということが一つです。

それから二つ目は、これは現在七十数組合が中小企業協同組合法、前の藤井労働大臣の御理解も得まして企業組合というのについて御認識をいただいて行政指導をしていただきました。そのおかげで七十数組合ができておまして、いまやっているのはどういふことかといいますと、ことしの冬やつたのは、この企業組合の仕事としまして砂利採取、枝払い、それから除雪、倒溝の整備、こういう仕事をいまやっております。ところが、仕事があれば何ぼ制度をつくってもどうにもなりません。ですから、これは何とか積算給付金制度を活用をし、また、そのことによって生活していけるという意味での仕事の創出をぜひ考えてもらいたい。

具体的に申し上げますならば、実は昨年、私も自治大臣にお会いいたしまして、特別交付税の枠を六十二億、たしかいま記憶にあるんであります。六十二億広げていただいて、それを市町村段階ではどうなっているかといいますと、季節労働者で多い人で二十万円、最低でも十万円。長万部の例なんか二十万円でありまして、季節労働者が二十万から十万の生活困窮資金を借りるわけです。これは借りた金ですから返さなきゃならぬわけですから。返すんであります。仕事がないから、これは結果的に生活困窮資金を市町村が手だてをしなきゃならぬという実態になるわけでありまして、そういうことが何とかならないかというための積算給付金制度として、十萬二千円になりました。私どもは十五万と主張しましたけれども、

十萬二千円まで労働省の努力で上げていただいております。

そういう意味では、もちろん不十分であります。私の言いたいのは、国としてそういう仕事を制度と併用いたしまして、仕事を極力行行政指導していただく、こういう考え方を持ってもらいたい。これをひとつ自治省もあわせて、いつも労働大臣から自治大臣に對しまして、いわゆる特別交付のその目的のためにお願いするもう一つ限定はされておられないけれども、そういう意味での仕事の発注を考えてもらいたい、この点をお伺いします。

○政府委員(関英夫君) 御質問の前段の件でございますが、先生よく御承知のとおり、この積算寒冷地の給付金制度は、気象条件によりまして積雪のために就労することができない、それを何とかそういう中で就労を促進していく、そのための事業なりあるいは講習、職業訓練といったものを奨励をいたしているわけでございます。

確かに、漁業関係の仕事の中には季節性のあるものもございまして、これは必ずしも積算地ではなくても、季節によつて繁閑の出るような業種というのはいろいろあるわけでございます。北海道におきます冬の厳しい積雪という気象条件の中で、建設業中心に屋外作業をするような業種がどうして仕事ができない、それを何とかしようという趣旨の制度でございまして、たゞいま御指摘のような検討は非常に困難な面があるかと思ひますが、私も運用するに際しまして、建設業等で考えられる職種については、できるだけ建設業で含めて拾うような配慮もいたしてきておるところでございます。今後ともそういう弾力的な運用は心がけていきたいと思っております。

それから、企業組合に対する仕事の発注のお話でございます。私もよく、できるならば市町村等から仕事が出されて、冬もその冬の積雪に應じた適切な仕事をするにによって、一年を通して労働者が働けるような事態に早く持つていただいたい、これがこの給付金制度の趣旨でも

ございますので、もし自治体でそういうような配慮が行われますならば、自治省の方でできる限りめんどろを見ていただくようお願いをいたしましたと思っております。

○説明員(津田正君) 北海道の市町村におきまして、先生御指摘のように、季節労働者の冬期間の就労を確保するために、道路の除排雪あるいは河川の整備、道路の整備あるいは公有林の間伐事業、そういうような事業をそれ本来の公共施設の整備のためと同時に、就労対策も兼ねてやっております。につきまして、承知しておるところでございます。これにつきましてはそれぞれ事業の内容に応じまして、地方債や地方交付税によって財源措置をしておるわけでございます。このような対策としましては、本来的に安定雇用を実現するためのもの、要するに職業相談であるとか、職業訓練だとか、そういうような積極的な面も含めまして、地方団体負担額というものを十分把握の上、特別交付税の配分等におきましては配慮してまいりたい、かように存じております。

○対馬孝且君 いま、関安定期局長初め自治省からお答えがございましたから、ひとつ一日も早くそういう体制を、仕事によって生活をするということによって制度が生かされる、こういうことですから、何も遊んで金をくれと言っておるんじゃないんですから、働きながら生活をさせてもらいたいという季節労働者の願いをぜひ実現させてやってもらいたい、こういうことで要望申し上げまして、質問を終わります。

○小平芳平君 労働省にいまの積雪寒冷地給付金について伺いますが、一言だけ伺いたいのですが、要するに、年間を通じて雇用の安定することこそ願っているわけでありまして、そういう年間を通じての雇用安定がなければ、その給付金はあつさり打ち切る、来年でやめるとか、そういうことは実際はしないという方針でよろしいんじゃないですか。

○政府委員(関英夫君) 業種によりましては、やはり仕事に季節性があるということはどうしても

ございまして、年間を通じて雇用するということが不可能な場合もあるかと思ひます。働く方の事情といたしましても、ある季節だけ働けばそれで十分で、他に本業があるとかいろいろな事情がございまして、一概に言えませんけれども、積雪寒冷地のこの給付金の制度の趣旨は、積雪地において雪のために仕事ができない、そういうものをできる限り通年雇用化を図ろう、その一助となるようにというような助成金の制度でございまして、その意味では、ただいま先生のおっしゃったような趣旨が込められているものというふうに考えまして、この延長に私どもとしては最大限、大臣のお言葉にありましたように努力したい、こう考えておるわけでございます。

○小平芳平君 それから、この次の点についても先ほど質問のあった点ですが、三十九業種の指定があります。で、今回の提案されているところの期間延長には賛成です。ただここで、昭和五十五年年度の経済見通しですね。これは相当厳しいものがありはしないかということ。したがって、かつて労働省では、この次の年度は大変な大量な失業が予想されるではなからうかというようになことを見越して政策を立案するというのもあったと思うんです。

お尋ねしたい点は二点ですが、政府とか通産大臣、あるいは自民党の役員の方の発言として、新聞報道では、この三十九業種は大部分景気がよくなったから不況業種の指定は取り消しが出るみたいな報道も伝えられたこともあるし、あるいはさらに指定が拡大されていかなくちやならない、それこそ先ほどの弾力的運用で拡大されていかなくちやならないということもありましようし、その点について、この期間を延長するに当たっての労働省のお考えを伺いたい。

○政府委員(関英夫君) まず、来年度の経済見通し、それに伴う雇用の見通しがどうか、非常に心配される面もあるのではなからうかというお話でございまして、どうもちよつと繰り返しになつて申しわけありませんが、最近の経済情勢を見ますと、国内の需要を中心に着実な拡大基調にございまして、いままでのところ雇用、失業情勢もおくればせながら少しずつ明るさが見え出してきたという状態でございます。

確かに、来年のことを考えますと、石油問題等非常に不確定な面もございしますが、現在までのところのこういう情勢が続くものとすれば、かつて私ども緊急雇用対策というものを考えましたような事態はないのではなからうかと思ひますが、いずれにいたしましても、いま来年度予算編成を控えて政府内部で、来年度の経済見通し、それに伴う雇用見通しをこれから詰めるという段階でございます。しかし、私どもとしては、どんな事態が起きても十分それに即応できるような体制だけは組んでおかなければならぬ、多少明るさが見えてきたからといって、安心して切っておつてはいかぬというふうに自戒をいたしているつもりでございます。

そういうことに関連いたしまして、不況業種の指定問題でございしますが、現在までも弾力的に指定をし、運用してきているつもりでございます。業種によりましては、確かに業績の非常に回復したようなところもございまして、決算によつては非常に利益の上がつたような業種ももちろんあるわけでございます。しかし、そういう業種も構造的に見れば不況だということ、現在計画的に設備処理をしている最中の業種でございまして、多少業績が回復したから、そこでそのことだけでこの指定を取り消していくというわけにはまいらぬだろうと思ひます。そういう意味で、私どもこの業種の動向は常に十分注意しながら見守つていかなければならぬと思ひますし、今後また石油の問題、その他の波及によりまして構造的な不況に陥るものがあれば、弾力的に機動的に対処していかなければならぬだろうというふうに考えております。

○小平芳平君 労働省の雇用対策上の施策として、この両方どのような実際の効果を上げてきたかという点、こういう点についても先ほどと

ちよつとお話がありましたが、具体的には予算と実績、たとえば昭和五十三年で見ますと、就職促進手当、それから職業転換特別給付金ともに二割とか三割程度の実績にしかつてないようです。ですから、予算が多過ぎたといえども過ぎたんであつて、実績どおりでよかったのかもしれませんが、あるいはもつと行政の運用いかによつては実績が上がるはずだったのが、二割とか三割というところへとどまつたのか、そういうような点についてはどう考えられます。

○政府委員(関英夫君) この特定不況業種離職者臨時措置法に基づきます手帳の発給件数なり就職件数はすでに申し上げたとおりでございます。それを見る限り、私はそれなりの効果を上げてきたというふうに思ひますが、いま先生御指摘の、いろいろな給付金の予算と実績との比率の問題につきましては、これはまた別の観点からも、この委員会でもぜひ御議論をいたしたいところでございます。

一つには、確かに予算の組み方の問題もございしますが、同時に私どもの反省をいたしまして、第一線機関における運用が、制度全体が余りにも複雑多岐にわたつて十分使いこなすに至つていない、あるいはこういういろいろな給付金制度の広報活動といひますか、PR活動とかいうものも十分に行われていなかったというようにもございまして、せっかくの制度を事業主が知らずに利用されていなくとか、御指摘のように改善すべき点が多々あつたわけでございます。そういう意味で、五十三年度あるいは本年度に入りまして、給付金制度の充実あるいは統合簡素化なり、手続の簡素化、要件の緩和とか、いろいろな形で第一線でこういう制度をできるだけ利用しやすいように努めますとともに、また、大々的な広報活動を重ねまして、制度の周知徹底にも努めているところでございます。

確かに、予算の組み方問題がありまして、できる限り私どもとしては、たくさんを確保してお

推進ということでは、まず六十年までに六十歳定年の一般化を図る。次に、六十歳定年制を実現した後においても、労働者の職業生涯の最後の時期に当たる六十歳代層の雇用の安定を図るため、さらに次の目標として六十五歳に向けて定年年齢の延長、再雇用や勤務延長の促進等の高齢者雇用対策を展開する。あわせて、高齢段階で離職を余儀なくされる労働者に対して就業の場を確保するため雇用対策を推進する。これが第一になっております。したがって、六十歳以上につきましては、

が、定年延長に努めることはもとよりでございます。定年延長に努めることとはもともとございまして、もう一つは、労働者の雇用対策を考へていくということにも努めたいと思つております。

第二が、お話のございました高齢者能力活用事業、こういうものを育成したらどうか。これはお話のございました東京都のようなお仕事をお成しになったらどうかというふうに考えているわけでございます。

○小平孝平君　初め、この第二の高齢者の助成についてから申し上げますが、そして聞きまいたしますが、私は、藤波労働大臣が先ほどお話しするような観点に立つて生涯労働いうことに焦点を合せて検討を進め、こうした方針を決められることに對する評価をしているわけであります。

それはなぜかと申しますと、こゝしの三月十六

日、参議院の予算委員会で雇用問題の集中審議があつたわけですから。そのときに私は、いま局長が説明したような意味で高齢者事業団の問題、いろんなやり方もありますが、特に東京都が実際に進めている高齢者事業団のことにつきまして、これは東京都からも、都知事からも政府に対して陳情が来ているわけです。それは一つには、事業団に対して財政的に援助してほしいということ、それから第二には、法制化をしてほしいという点、この二点を御質問しました。ところが、そのときの三月十六日の段階では、時の労働省は、これは労働省の管轄外のことだといつて受け付けないわけでは

す。ようやくの思いで厚生大臣が老人福祉法目的にひっかけて検討しますという答弁をしてこのときは終わっているんです。ですから、その後の社会保障制度審議会の建議でも、定年制は恐らく六十歳定年が実現したら六十五歳定年ということが一般化するかどうかきわめて疑問がある。そこで制度審議会の建議も、定年延長もしくは再雇用、そのほかいろんな施策を政府がやらなくてはならないとなっているわけであります。

そういう点で、東京都が行っているこの高齢者事業団などは、ただ東京都だけに任しておけばいいんだというわけにいかなくなるという事は、高齢者、高齢化社会という現実も一つでありますし、それから各地にできているんですね、非常に各地にこの事業団ができて、全国交流の集会も十一月二十日にはおやりになっているわけです。ですから、国として財政援助をするかしないか、法制化を検討するかしないか、いずれ課題になるというふうな考えているわけであります。したがって、藤波労働大臣がそういうふうな方針を決められたことにつきまして、ぜひひとつこれを実現をしてほしいということ、われわれも及ばずながら努力をさせていただきますけれども、ぜひ実現をさせていただきます。関さんはそのときは官房長でしたけれども、しかし、そのときは官房長でしかたけれども、そのときは予算委員会に初めからずつと出ていて、厚生大臣だけに答弁させて労働省は断固として関係ないと。私のところへ来た人が、労働省というのは雇用労働者が対象なんだ、そういう雇用労働者の雇用の安定、職業訓練、そういうことは労働省がやるんだ、ところが、そんな定年延長にも当てはまらないような人の仕事はわが方の関係じゃないと言っていた。ですから、またそういうことを言いつけないから、労働大臣に篤と実現を目指して進んでいただきたいということを申し上げているわけです。先ほどの財政的な問題と法制化についてのお考えを伺いたい。

労働省が扱うべき問題であるか、厚生省の所管に属することであるか、これは確かにとらえ方があろうと思うんですけれども、その後もいろいろ各地で、いま先生御指摘のような事業団ないし協会の活動など、あるいはお年を召した方々のいろいろな意識調査などを踏まえて考えてみても、働くというところに非常に大きな希望と喜びを持ってもらえる。だからこれは厚生省というよりも、労働省が積極的にそのことに対応していくということに考えまして、少し時間的な経過を経て労働省としてもこれをやるというところに計画をまとめさせていたわけでありたい。このように考えて予算編成に臨んでいきたい、このように考えておりますが、どうか先生方の御鞭撻をいただきますようにお願いを申し上げたいと思つ次第でございます。できるならば、できる限り高率の国からの助成というところで行政の姿勢を示して地方自治体の御協力を得ていくようにしたい、こう考えているところでございます。

法制化の問題も、御意見として承らせていただいておりますが、できればこういう仕組みはやはり自治体を中心になりまして、国から画一的にこういうものをつくってやつたらどうかというよりも、自主的にみんなお年を召した方々が集まって、ぜひこういうものを実現していこう、そしてこういう仕事をどんどんつくつたからといって民間からも呼びかけてもらう、働こうと思う人がそこ一緒に集まって、非常に意欲を持ってつづり一番大事だと思つたので、いまのところ法制化で呼びかけていくというよりも、各地で非常にいい効果を発揮しておられる事業団や協会などを全国によく紹介をして、そこをよくお手伝いを国からして、そして行政指導で、ひとつぜひやりませんかというように姿勢で全国に呼びかけていくようにする方が、生き生きとしたものになつていくんではないだろうか、いまのところは基本的にそんな考え方でございますが、先生御指摘の点につきましては、今後検討を重ねさせていただきます。こう考えておる次第でございます。

○小平芳平君 法制化についてのお考えは、いま労働大臣おっしゃつたとおりだと私も考えます。一律に枠をつくつて、さあこうしろと言うよりも、すでにもう相当な大勢の人が就労をしていらつしやる。事業団数で十二月現在で三十八、就労人員は二万六千人、契約金額は三十億円になるじやないかという見通しを立てておられますけれども、すでにそういう多数の人が就労し、多くの地方公共団体で実施していることを、今度は急に国が枠にはめるといふことには非常に無理があると思ひます。

ただ、私が発言したときの考え方としては、東京都の方式で雇用関係は持たない、就労保障はしない、それから、作業で働いた賃金は全額働いた人に分配される、したがって、事務費、運営費等は全額公費負担しているというようにことで発言をしたわけなんです。東京都のやつてることがそういうふうなやり方だと思ひますが、労働省のお考えもそういうふうな考え方というふうに思ひます。それから、働き手という点では、先ほどもちよつと申しましたように、社会保障制度審議会の十月十八日の建議には、六十歳から六十四歳の方を働き手として活用すること、それが経済社会の存立を左右するというふうな位置づけておられること、御承知のとおりであります。局長からもそういう意味の先ほどお話がありました。したがって、定年延長のほかにも再雇用、高齢労働者向けの生産技術の開発、そういうことが必要だといふことは審議会の建議にあるわけであります。したがって、どうですか局長さん、そういう点。前のときはそうだったけれども、あなたは官房長だったからあれですが、これはひとつ真剣にやってください。

○政府委員 関英夫君 大臣からお答えございましたように、六十歳代層になつてまいりますと、年齢だけで一律に割り切つた考え方は無理な面が出てまいりまして、個々人の体力、能力、いろいろ差がございます。そういう意味で、労働省の施策と厚生省の施策がどちらがどうと簡単に割り切れないような面があるかと思ひます。

現実に行われております事業団等を見ましても、社会福祉協議会のような厚生省関係の機関が中心になつてお世話したいというふうなものもございます。私もこういうことを手がけますけれども、実際上厚生省と十分緊密に連絡しながらやらなければ、決してうまくいくものではないかと思ひます。そういう意味で、どちらの仕事かといふことは大変いろいろ御議論があらうかと思ひますが、しかし、一つの方で、就労する、そのあつせんをする、労働力として働いて、それによつて収入を得る、その仕事をあつせんする。雇用関係を結ぶんではないけれども、それは一つの労働力のあつせんではある。雇用関係のあつせんではなくても労働力のあつせん。これは労働省として手がけていくという論議の一つにもなるかといふようなこともいろいろ考えまして、先ほどの大臣の新しい高齢化対策の中に盛り込むことになつたわけでございます。いづれにいたしまして、十分厚生省と連携をとつて考えていかなくてはならない問題だといふふうに考えております。

○小平芳平君 それは同じ政府ですから、厚生省と連絡をとる必要はないなんて言いませんけれども、そういうことを言つて、労働省の関係じゃないと三月は言い張つていたわけだ。ですから、厚生省のやる昭和五十四年度予算から始まつた生きがい対策で、これは収入になつてないわけだ。ところが、高齢者事業団の方は収入を確保に確保したいわけだ。それは、私たちのおります参議院の宿舎の隣りに高齢者事業団がありまして、日曜日なんかでも朝早く集まつてこられております、渋谷区神宮前ですけれども。ですから、それは全然いま局長の言つておられる心配はないことだと思つて、先ほど大臣がおつしやつたように進めて

いただきたいと申し上げるわけであります。

それから、ちよつと時間がなくなりましたので、次の定年延長についてですが、この点については、高齢者の雇用率を労働省が調査をして発表しております。その点とあわせてお答えいただきたいのですが、要するに、五十五歳以上六〇歳という雇用率をどのくらい達成しているかという点と、五十五歳定年で全部切つてしまつてゐるところは、これは調査する意味もないくらいです。ですから、全く定年の年齢による雇用差別の禁止という、これを法制化するかどうかという点は、さき般論議いたしましたので、いま繰り返しませんけれども、とにかく大臣の説明された第一項目、定年につきましても、こうした雇用率を調査した結果から見ましても、まだまだいまのままいかれたのじゃ働いておる者は大変な思いをしなればならぬというところを感じますが、いかがですか。したがつて、最初の第一項目として説明されたことの見通し、あるいは決意を伺つて終わりたいと思ひます。

○政府委員(関英夫君) 雇用率の達成状況につきましてまず御説明したいと思ひます。

ことしの六月一日現在、雇用率の達成状況を申し上げますと、未達成企業の割合がまだ五三・九%とございます。昨年より三・四ポイント減少はしてきておりますが、まだ半数をちよつと超える企業が未達成でございます。

確かに定年制がありますと、再雇用なりあるいは勤務延長という制度があるといつたとしても、この雇用率が十分達成できない、そういう大きな問題が残つてゐるということになりますので、私も六十歳までは全国一律に定年延長を昭和六十年までに一般化した。これは雇用対策基本計画あるいは新経済社会七カ年計画として、そういうことをはつきり目標として掲げまして閣議決定をいたしましたのでございますので、強力な行政指導によつてこれを進めていきたいと思います。ところで、すでに特定の業種について定年延長推進のた

めの会議も開きまして、いろいろと推進を願つてきておるところでございますが、最近の主要な産業において労働間でそういった合意も徐々にできてきておりますし、また来年にかけまして、さらにその他の産業で定年延長の問題が労働間で協議されようとしております。私も今後さらに特定業種との推進会議を開く、あるいはその他のいろんな場を通じて、とにかく、昭和六十年までに六十歳定年を一般化するよう最大限の努力を払つていきたい、こういうふうな考えでおります。

○小笠原貞子君 藤波労働大臣とはきょうが初めての質問になりますので、まず最初に、大臣としての御見解を伺いたいことがございます。

実は、いま問題になつております日税連からの政界工作の献金問題というものが毎日新聞などで大きく取り上げられておりました、私も大変関心を持ちまして、見てまいりました。それから、わが党がいろいろの問い合わせましたら、税政連はほとんどこの領収書をもつてゐるというふうなお答えでございました。大臣お受け取りになつていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(藤波孝生君) 私個人のことでございしますので、社会労働委員会という場でお答えするのはどうかというふうにも思ひますけれども、一政治家としてのことでございしますので、率直にお答えをしたいと思います。選挙期間中もずいぶん仲間の応援などに駆けずり回つておりました、そんなことがあつたのかなと思つて、今度記事が出ましてから調べてみまして、私自身は受け取りませんでしただけでも、秘書が受け取つたという事実を知りまして、正規の政治献金でございしますので、ちゃんと届出をいたしまして処理をしていくというところをいま理解をいたしておるわけでございします。

○小笠原貞子君 それで、私もまたいたしましては、税政連の財務委員会の安井副委員長が、五十万から五百万のランクづけをしたのは賄賂的性格があると見られても仕方がない、こういうふう

言われておりますし、単なる政治献金というような形でこれを御判断なさつていらつしやるのか、その辺の御見解をもう一言伺わせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤波孝生君) 私自身が受け取つたものではありませんでしたけれども、当然これは政治献金として受け取つたというふうな理解をいたしております。

○小笠原貞子君 そういうお答え、当然出てくると思ひますけれども、非常に国民が疑惑を持つておりますし、やはり政治家としての姿勢でしつかり御判断いただきたいなと、そう思つたわけで、一言御質問をいたしました。

続きまして、漁業離職者対策について伺ひをしたいと思ひます。きょうは時間もございせん。先ほどから同僚の議員がいろいろな問題、同じような角度から御質問いただきましたので、私は、具体的な問題として一つ、二つ伺ひしたいと思ひわけでございします。

北海道管区行政監察局から非常に具体的な問題が提起されてゐるわけでございまして、先ほどもお話しになりましたように、私も実態をいろいろ調査させていただきましたけれども、大変人数が少なくて、函館では求職者数が九百三十と出ておりますが、そこで配置された人間は二人しかありません。訓練は四百十二人求職者の数があつても、ここには一人。一人とか一・五人とか、せいぜい二人とかいうような大変少ない人数でございました。実情を聞いてみると、これはとても大変だ、金を払うだけの業務でいつぱいだというふうなことでもございました。

また、具体的に聞いて驚きましたのですけれども、やつぱり求人開拓というのがいま一番非常に大事な問題になるというふうな考えられるわけなんですけれども、最近、求人開拓をするのにも、船員職安の職員の数が必要ないという中で非常に努力されてゐることは事実でございました。そして、いろいろ努力されてどこに問題があるのかなといういろいろ聞いたのですけれども、具体的に申し

ますと、職員の方は一生懸命に求人開拓に歩かれます。しかし、一日求人開拓に走り回つていても、その日当というのは半日分しか出されてゐないというふうな実情も出てきたわけでございします。当事者として一生懸命に善意で努力をなすつていたでいてゐるのではあがないと思ひますけれども、この個人の努力、善意だけではこれは解決はつかないのではないかと。そうすれば、やつぱり実際に一日一生懸命働いたら一日分の正当な報酬というものが出されるようにしなければならぬのではないかと。そういうような点についての実情も調べになつてゐらつしやるでしょうか。もしお調べになつてそういう事実があつたら、善処していただけるかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山元伊佐久君) 私どもの出先機関でございします各地方の海運局におきましては、船員の雇用安定の業務というのは非常に大事だということ認識しております。ただいま先生から御指摘のようにな一生懸命仕事をやつてゐると思ひます。私ども本省におきましても、船員職業安定所の数をふやすとか、あるいは配置する職員の数をふやすというふうなことで努力はいたしております。

それから、船員雇用対策事業費といつたしましては、五十二年度は百二十五万四千円でございますが、五十三年度は一千八百八十九万九千円、それから五十四年度は三千五百六十九万二千円というぐあいには大幅に増額に努めてきたつもりでございます。そのうち、北海道海運局関係は、全国の三千五百六十九万二千円のうち、千三百五十九万九千円を配賦いたしております。全国の予算額のうち三六・六%を北海道局に割り当ててゐるところでございます。したがつて、私も各海運局の予算の配算に当たりましては各局の業務量というものを勘案いたしまして、重点的に配算はいたしてゐるつもりでございます。しかし、北海道局の場合には非常に管内が広い、また離職者船員の発生数も多いというふうな実情でございしますので、北海道海運局に確かめたとこ、現在われ

われが承知している限りでは、日当の足切りというようなことはないうちに聞いておられますけれども、なおよく実情を調べて、もし旅費等が不足きみであれば、それに合うような予算の配算を心がけてまいりたいと思っております。

○小笠原貞子君 いろいろ困難な中で年々御努力をいただいているということについては、本当によいやつていただいていると思います。しかし、いまおっしゃったみたい具体的な問題で出てきまして、私もそこそこ具体的な問題で出てきまして、対処していただきたいということでもお願いをしたわけでございますので、また具体的な問題で善処していただけたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、いろいろ先ほどから求人開拓をしなきゃならない、きめ細かい対策が必要だ、テレックスなども使っているというお話がございまして、たけれども、やっぱり何とんでもない船員職安と公共職安との連絡体制の強化、指摘されておりますようにこれが非常に重要だと思っております。これについてはもう一生懸命に努力するというふうにお答えをいただいたわけですから、努力はさることながら、具体的にどういうふうなことを進めていく効果を上げようとなさっているか、ちよつと具体的なお答えを一言いただきたいと思ひます。どちらからでも結構。

○政府委員(山元伊佐久君) 先ほど来御指摘があらるところでございまして、行政管理局が行いますアンケート調査によりまして、離職船員のうちの約五五%の方が陸上への就職ということの希望をお持ちであるということが指摘されております。確かにいままで私どもの方が、船員職安と公共職安との間で情報交換を十分に行われてなかったという実情でございまして、船員職安の窓口へ来られた離職船員の方々に對してはもう少し希望をよく確かめまして、陸上へ行く希望のある者については公共職安の方に十分御連絡いたしますし、また、公共職安の方からも適当な求人の情報

があればこちらにいただくというふうなことで情報交換を十分に行い、連絡を密にしていきたいというぐあいに考えております。

○政府委員(関英夫君) 具体的な問題でございまして、これは余り中央でとかあるいは果段階でということよりは、現地それぞれ第一線機関の連携を密にすることが必要だと思ひますが、たとえば果段階といふと、海運局と北海道で言えば道との打ち合わせというふうなものを毎月やるとか、そこで概括的な情報交換をやる。それから、第一線の船員職安と私どもの方の公共職安ととの連携を密にする。その一つには、たとえば船員職安におきます失業の認定日に公共職安の方から出張して相談にのるというふうなことも考えて、できる限り実行していきたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 現在、運輸省が進めていらつしやいます全漁連とのタイアップによる求人就職情報交換システムというのがございまして、これは実効が余り上がつてないんじゃないかというふうに見えているわけなんです。せつかくそういうふうな情報交換というもので実効を上げようという御努力があるならば、各船員職安と管内の単協を相手にすると大変だと思ひますけれども、単協との協議連絡というふうなこともお考えいただかなければならないのではないかと申すのでございませぬ。それについて一時間ございませぬ、簡単に御見解伺いたいと思ひます。

○政府委員(山元伊佐久君) 御指摘のように、確かにいまのフアクシミリを使いました求人求職の情報交換がまだ十分効果を上げてないという点は、御指摘のとおりでございまして、したがひまして、各単協からのきめ細かい情報をよくとりまして、これを当該管内あるいは全国的にも流しきまして、効果を上げるように努めてまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 いろいろ大変だと思ひますけれども、具体的な御努力をお願いしたいと思ひます。次に、季節労働者の雇用の問題でございまして

けれども、もうこれは本当に北海道の働く者にとつては深刻な問題になってきております。生活保障、それからまた、その人たちが働いているという仕事を求めている、これは北海道開発建設のために大きな役割りを果たしているというふうなことで、ずつと運動が大きくなりまして、初め九十日から五十日に減らされたとき、これは大変だ、死活にかかわる問題である、これは働く者だけではない、雇っている事業主にとつても非常に大変だといふようなことで、初めて大臣に陳情申し上げたときに、大臣が、いや、大臣というのは一地方的な問題にはなかなか、こう具体的には対処できないよとおっしゃつておられたんですけれども、じゃあ五分でもいいから実情聞いてくださいと。そしたら、びつくりなすつて、五分が三十分くらい実情を聞いていただいた経過がございまして。

それからまた大臣がかりまして、そしていよいよ今度は、北海道の季節労働者というのはいまは本州と違うな、まさに專業であるというこの御認識をいただきました。逐次、もう数年かかりまして認識が固まつてまいりました。いよいよ延長というふうな省議も決定されたわけでございますけれども、その都度地元、遠くは根室とか北見とか網走とか、本当に北海道の外れから、ついでの間、何日でしたっけか、一週間ぐらい前ですけれども、労働省での交渉、三十六回目だった。そのときも僻地から三十一人出席させていただいたわけでございます。それで、もういつも言っているんだけれども、これは本当に働かないで金がないから助けてくれというのではなくて、われわれはまず第一に働きたいんだ、働きたいんだけれども、積寒地帯で仕事がないというところになれば、まず仕事をにつけてくれ、そしていまの段階で仕事ができなければ、何とかその間、次の年まで持ちこたえられるような、そういう対処を考えてほしいといふことでございまして。

そういうことで認識されてまいりました。大変うれしいことだと思ひますけれども、具体的に

伺いたいんですけれども、大臣としてこの季節労働者が道経済に果たしている役割り、それから、労働省として積寒給付の対策を立ててこられたその効果というふうなものについて大臣としての評価、どういふふうな評価をなさつていらつしやるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(藤波孝生君) この仕組みは、季節労働者の生活の安定のための非常に大事な基盤整備が進んでまいります中で、暫定措置として、五十二年から五十四年度の三年間にわたつて特別の措置として進められてきておるわけでございますが、いま先生御指摘のように、北海道という土地の特別な気象条件、あるいは雇用、労働条件、そういった中で非常に重要な役割りを果たしてきたといふふうなことでございまして、先ほど来のお質疑等にもございまして、労働省としてもぜひこれを延長していくように真剣に取り組んでいきたいと省内でも相談をしてきておりますし、これから予算編成に向けて努力をしていきたい、こう考えておるところでございまして。

○小笠原貞子君 大臣として具体的にきちつと評価していただいているということは、大変心強いことだと思ひます。評価していただいて、そして、私がもう一つ御検討いただきたいと思うのは、すぐに来年から冬の仕事ができるというふうな情勢でもございませぬので、一方では冬季の仕事はどうできるかというの、諸外国と比べていろいろ御検討いただいております。そういう検討がまず進められなければならないということ、労働大臣からもその検討の課題について、また時期も促進してくるよう、冬場の仕事確保ということに御努力をいただきたいということ、それからそれができなければ、いま評価されたように大きな力を、役割りを果たしてきたんだとすれば、先ほどもおっしゃいましたね、改善や拡大を検討しているが大変厳しいというお答えで、私も、本当に厳しい状態の中ですからそのことは理解できます。来年度は厳しいというふうにお思ひになつていらつしやると思ひますけれども、やつぱり評

働かれた以上は引き続いてこの改善、そして拡大も検討していただくという御努力はしていただきたいと思うんですけれども、よろしゅうございいますか。

○国務大臣(藤波孝生君) 厳しいと申し上げたのは、労働者自身がおられているという意味ではなくて、そういう厳しい条件の中ではありませんけれども、先ほどの御指摘のように、最善の努力をして進みたい、こういうふうな申し上げているわけでございます。努力をしていきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 ぜひ本当の意味の改善、拡大、そして効果が上がるように、せっかくなままの制度の活用が効果あるために引き続いての御検討、御努力をお願いしたいと思います。

それで、時間がございませぬけれども、最後にちょっとお伺いしたいんですけれども、商業労働者の問題でございいます。

商業労働者の労働条件、定期監督など行われているわけですが、労働時間や休日労働の基準法違反の状況というものを、簡単に御答えいただいてみたいと思ひます。

○政府委員(吉本実君) 商業におきます労働条件につきましては、従来の監督指導結果を見ますと、やはり他産業に比べて小規模事業所等が多いということで、労働時間の適正管理とかあるいは就業規則の作成、健康診断の実施等の事項につきまして、なお不十分な点がございいます。

○小笠原貞子君 私もちよつと見せていただきまして、一般と比べて商業労働者の労働条件というのは大変におつしやつたように悪うございいます。そういうことから考えましても、相当改善の余地ある問題と言わなければならぬと思ひます。労働基準法施行規則の二十六条、二十九条に定めているのは、八時間労働の適用除外になっております。これは非常に問題になって長いこと懸案にもなっております。私も、四十八年の六月十四日の議事録を見てまいりましたら、本委員会が加藤労働大臣に対して撤廃するように要望をいたしております。それから

大分時間もたっております。

考えてみると、八時間労働制を確立したILO一号条約制定以来すでに六十年という大変な時間がたっておりますし、労働基準法制定以来すでに三十二年。労働時間短縮が現在の世界の趨勢の中で、その中で特例といへば、いまだに九時間労働というやうなことが容認されているというのは非常に残念なことだと思ひます。この特例は早急に撤廃すべきだ。前に大臣も撤廃したいというやうなことでございしたので、早急に撤廃したいというふうな思ひますし、そういう御検討もされてい

ると思ひますけれども、来年度早々にもこれは撤廃というぐあいに持つていつていただけるのかどうか、そこを伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉本実君) 先生いま御指摘の特例行政に對します法制は、労働基準法の八時間制に對します原則の例外規定でございいます。労働省とい

たしましては、基本的にはそういった労働時間の特例制度につきましては、廃止をしていく方向で行政指導を通じてその環境づくりを進めてきておりますが、これとあわせて、なお八時間労働制の特例の廃止に向けて検討をしておるというところでございいます。

○小笠原貞子君 時期としてはいつごろ。

○政府委員(吉本実君) いつ廃止するかということにつきましては、いろいろと手順等もござい

ますので、現在の段階ではちよつとお示しできないと思ひますが、よろしくお願ひします。

○小笠原貞子君 当然何年も前から検討課題ということになっておりますから、検討していただいているというのとはわかつているんですけれども、それがもう来年も再来年もずっと何年も後まで前向きで立つたままであるのか、少なくとも来年あたりはめどになるのかというやうなところはどうかうふうに見ていらつしやるか、大臣としてもこの問題については相当積極的な立場で御検討もいただかなきゃならない課題だと思ひますけれども、重ねて、済みません、見通しはわかりません

○政府委員(吉本実君) ただいま申しましたやうに、具体的に廃止することになりますと、いろいろんな手順もございいますし、各方面にもPRをしながら決めていきたいと思ひますので、この段階でいつということとはちよつと申しかねます。

○小笠原貞子君 それでは、それ以上のお答えが出ないと思ひますけれども、早急に廃止へ向かつて御努力をいただきたいということを、大臣にも篤とお願ひしたいと思います。

いま商業労働者の問題を出しましたのは、実は具体的に問題が起つていますんですね。いよいよ年末、新年の売り出しということになるわけですが、これも、札幌で初売り合戦というのが非常に大きな問題になったわけですね。いままで地元のデパート、たとえば三越とかそれから東急とか、地元の丸井とか五番館とかいうやうな大手のデパートでは、初売りは四日というふうになっていて、たわけでございます。ところが、今度大手スーパーとデパートの大きいが入つてまいりました、具体的にそのデパートというやうなもの、それから大手スーパーではイトーヨーカ堂というやうなものが出たしまして、それで初売りを四日

じゃなくて二日から始めるというやうな問題が起つたわけなんです。そうしますと、そこに働いてるのは地元の人もいるけれども、地方から出てきてるという人たちがたくさん働く人はい

るわけでございます。それで年末もびつしり働いて、そして今度二日から初売りということになりますと、もう正月を休むということもできないし、地元へ帰るということもできないというやうなことで、非常に大きな問題になりました。それからもう一つは、今度地元の商店です。地元の商店としても、こういう大手が二日からわつと宣伝して初売りをやられたらもう商売も大変だというやうな二つの問題が出てまいりまして、これが皆

さんの大きな話題になってきていますわけなんです。

各界といたしまして、こういうことをやられては困るんだということで、デパートの組合だとか、それから働く人たちだとか、いろいろな方たちが何とかしてくれと通産局にも要請が出されていたわけでございます。何かこれ大きな問題になりましたから、ちよつと引つめたみたいでござい

ますけれども、こういうことが毎年起こりますとこれは大変だし、やっぱり働く者にとつて少なくとも正月ぐらひはゆつくり休めるというのが当然のことだと私は思ひますので、そういうやうな実情を調べて、商店街、労働組合の意見も聞いて、そして必要ならこれは何とか調停をしていただくというやうなことも考えていただけないだろうかということなんです。

それから今度は、この種の問題が起きた場合に、一体どこへ行つてどういふふうな御相談してこういうことが起きないようにしたいのかということになりますと、やっぱり通産関係、通産局としてこの話し合いの労をとつていただくということ

で、積極的に正月早々からもうあつと働かせて休みのとれないというやうなことのないうようにということのために御努力をいただきたいと思ひます。けなですけれども、その辺のところを御答えを

いただきたいと思います。

○説明員(佐伯嘉彦君) 大規模小売店舗調整官でござい

ます。いま先生の御指摘のありました休業問題でございますが、大規模小売店舗法というのがございまして、現在休業日数につきましては、地元の商工会議所の中に消費者あるいは学識経験者、小売業者代表を入れた商業活動調整協議会というのがございまして、そこで休業日数につきまして審議をしていただきまして、地元の小売業者を圧迫しないやうな休業日数の設定というものはいたしておるわけでございますが、ただ、いま先生の御指摘の三が日の話のように、いつの日に休むかということにつきましては、法律上そこまでの規制はしておらないことになっておりまして、いつ休みますかについては、小売業者の判断にゆだねられておるというのが実態でござい

ただいま出ました札幌のそこの話につきましては、いま先生のお話ありましたように、一応二日からの開店というのを見合わせたわけでございますが、私もなかなかこの休業日数なり休業日の問題につきましては、それぞれの地域、地域の実態がございまして、それからまた消費者の方から強い要望がございまして、また大型店の方につきましてもその立地場所によりまして、たとえば郊外店のようなところで余り商店のないようなところでは消費者の非常に強い要望がある。都心におきましては、都心の商店の秩序というものがございまして、そういうことも配慮してやらないと、なかなか妥当な結論は得にくいということもございまして、問題がございましてケースに応じて、また地元でその当該大型店と、それから周辺の小売業者あるいは商工会議所と話をするように指導しておるわけでございまして、今後またこういう問題がございまして、そういった話し合いをするよう指導してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○国務大臣(藤波孝生君) 働く人の立場から申し上げますと、就労に当たって必要な休養をとるということは非常に大事なことであり、そのことが配慮なされるように強く期待をするものでございまして。ただ、具体的な就労時間の設定はあくまでも労使双方の話し合いによって決めるべきこととでございますので、この際はぜひ適切に処置されるように期待をするというふうにお答えを申し上げておきたいと思っております。

○小笠原貞子君 期待するというところでございしますが、本当に働く者の立場から考えましたら、三十一日までびつしりやつて、二日からまたやれななというのでは、もう本当に若い人たちは働くということが大変なことになりますので、期待が具体的にになりますような措置を含めて御検討いただきたいということを重ねてお願いして終わりたいと思っております。

○柳澤謙造君 大臣、いまの情勢で、この法律というものは御提案のようにさらに期限を延長して

やっていたらかなければならぬので、ですからそういう点で私も賛成の立場ですから、余り細々の点を触れないで、時間もございせんから、若干しぼってだけお聞きをしてまいりたい。

最初に、いまの不況業種の中で、造船産業は取り残されておらずにまだに不況でおるわけなんですけれども、この造船産業の雇用の状況をどういうふうに把握しておられますか、その辺からお聞かせをいただきたいです。

○政府委員(関英夫君) 造船業の雇用の状況というお話でございますが、造船業の従業員の数は、運輸省の調べでございまして、過去最高であった昭和四十九年末には約二十七万四千人でございまして、これに比べて、本年六月には約十五万七千人と、この間に十一万七千人の減を見ております。特に、昨年七月の運輸大臣に諮問された海運造船合理化審議会の答申に基づきまして、昨年末より平均三五%の造船設備の処理が行われておりまして、これに伴い造船大手七社においては五十三三年三月から本年五月までの間に約一万八千五百人が、また中小造船所合わせると、約二万九千人がそれぞれ希望退職に応募しているというような状況にございまして。

○柳澤謙造君 いま安定局長が言われるように、造船産業というものはもう大変な状態にあるんです。だから、造船産業におけるこの特定不況業種離職者法がどういうふうな役に立っているというか、その実績と効果のあらわれ方をお聞かせいただきたいです。

○政府委員(関英夫君) 先生御承知のように、造船業からの離職者に対しては、この特定不況業種離職者法に基づきまして求職手帳を発給して、雇用保険の延長給付あるいは就職手当を支給しながら職業相談、職業訓練等を実施して再就職の促進に努める、こういうことになっております。

これらの施策の実績を申し上げますと、まず手帳発給件数でございまして、約四万二千件でございまして、全業種七万四千件の五七%を造船の離職者が占めておるわけでございまして。再就職等は約二万七千人でございまして。現在約一万五千人の者が措置を受けているという形になります。その内訳を申し上げますと、雇用保険の受給者が約八千七百、就職促進手当の受給者が約五千五百、それから訓練手当等の受給者が約四百、その他六百人、こんな数字になっております。こういう数字から見まして離職者の就職の促進なり、あるいは生活の安定にそれなりの効果を上げておるというふうにお考えをいただいております。

○柳澤謙造君 少し今度は立ち入って、昨年の四月の二十七日に、運輸委員会での問題を私が取り上げて聞いたことがあるんですが、そのときは、二次下請が全然この法案の適用になっていないというその中でも、そちらの方から法の適用基準の拡大というところをおやりいただきまして、言うならば、一次も二次も適用が受けられるということになったわけなんです。今度これがさらに延長するわけなんです、先ほどのお話のような厳しい造船産業の状態に置かれて、これからさらに延長して適用していくのに、その辺をどういうふうにお考えになっているのか。より拡大をして、そしてこの適用される人がふえるようにしていただかなければいけないので、その辺のお考えはどうかというところでございまして。

○政府委員(関英夫君) 御質問にございましたように、指定業種の指定に当たりましては、中小企業が多く属するような業種もきめ細かく指定するようにいたしております。また、下請企業につきましては、親企業が不況業種に属して、その親企業からの下請が一定規模以上であれば、その下請企業にも適用するというようにいたしております。その親企業の御指摘もございまして、十分な年数の余裕を見て弾力的に判断をするという形で運用してきております。今回、この法律の延長をお願いいたします場合にも、法律の制定当初のときの附帯決議もございましたことでもありまして、今後とも十分弾力的、機動的な運営をやっていき

いと考えております。

○柳澤謙造君 年数の点はどうなるんですか。この前は、局長御存じのように、法案は始め一年だけれども、それでは造船の場合には造船産業から離れてほかのほう全然建設とかへいつてしまふんで、その一年のところでは役に立たないというので、三年間の中の一番条件のいい一年をとるということになったんです。これをさらに今度延ばしていくわけですから、そういう点から立つと、その年限ももう少し延ばして、その中の条件のいいところの一年をとるというふうにしなないと生かされないで、その点はどうかでしよう。

○政府委員(関英夫君) 年数を延ばしてとるというところにつきましては、先生の御指摘もございまして、三年をさらに二年延ばして五年間をとって、親企業との関係を十分弾力的に検討するというところを今後ともいたしてまいりたいと考えております。

○柳澤謙造君 そうすると、この法の適用の大事なポイントとすれば、親企業が、いま具体的に言えば造船で適用されることになれば、その企業に親企業を製造業として適用を受ければ、それは全部適用されるんです。それからとらえ方とすれば、前回は三年でやってきたけれども、それをさらに二年延ばして過去五年間の中で一番の条件がいいというところの一年をとって適用いたしますと、そういう判断でよろしいですか。

○政府委員(関英夫君) そういう運用をしてまいり考えてございまして。

○柳澤謙造君 いやこれ局長、特に各都道府県の下部によく徹底していただきたと思うんです。これは大臣にもお願いしておきます。

それで、前回にありましたのもそうなんですけれども、各県の労働局の方へ行けば、いや、労働省の方がそれは適用しないと云っているからだめなんだという形で断られて、そして私が委員会、これは運輸委員会ですか、持ち込んでやっていただくようになったんです。今度そういうふうに通

と

用のあれが広がるんですから、そういう点においてはよく下部に徹底していただきたいと思うのです。

それから、次にお聞きしておきたいことは、ここの予算で雇用開発委員会が北海道、新潟、広島、愛媛、長崎の五道県ですか、設置をされるようになって予算がついたわけなんですけれども、この運営状況がどうかになっていくか、その辺をお聞きしたいのです。

○政府委員(関英夫君) 地方雇用開発委員会につきましては、さきの通常国会におきます与野党間のお話をもとに、今年度五道県で設置することが決まりましたが、人選等にいろいろ手間取りまして、本年九月から十月にかけて人選が決まりました設置をいたしました。

その設置された委員会は、当該地域道県におきます民間部門の雇用の拡大を図ることを目的といたしまして、産業雇用動向の実態の把握、これをまづ行ない、今後拡大が見込まれる産業あるいは職種についての調査研究を進め、それぞれの道県の実情に即した施策の総合的検討を行う、こういうことになっておりますが、現在ですとすでにそれぞれ二回ないし三回程度開催されておりますが、県内の雇用、失業情勢がどうなっているか、あるいは県内の産業構造と就業構造の現状がどうか、特定不況業種の離職者がどうなっているかというようなことを議題としての、まず第一ラウンドの検討がほぼ終わったところというふうに見えております。

今後は、まず離職者の再就職、あるいはその後の状況がどうなっているかというようなことを調査するというのを決めたところ、あるいは今後発展が見込まれるであろう三次産業の動向と雇用実態を調べようというところ、あるいは雇用安定のための望ましい就業構造というものを探っていくというところ、あるいは地域、職種の雇用の需要の実態を調査しようとしているところ、それぞれ各種の開発委員会によって今後のテーマが多少異なっておりますが、いま申し上げ

たようなところをそれぞれ地方雇用開発委員会そのもので論議したり、あるいは外部へ研究委託、調査を委託するというような形で報告をしてもらって、それを開発委員会が論議するというようなことで、来年度にかけましてこのような調査結果の分析検討をやった上で、引き続き運営していくというふうになっていくと聞いております。

○柳澤鎮造君 これは大臣、雇用開発委員会は、私は労働省の政策の中でも大変いい政策だと思うのです。そして、とりあえず一番雇用情勢の悪いこの五つの県にということにしてスタートして、四百六十万の予算がそれぞれついたわけですね。それで、いまお話しのようなことを目指してやろうじゃないかといつて進んでいるわけだけれど、私が特に大臣にお願いしておきたいのは、この委員会なり私たちがここで議論しておる場合は、ああだこうだ議論したつてこれはいいんですけれども、現実には長崎でも愛媛でもどこへでも行つてみますと、それはもう惨たんたるものという言い方をしたらこれは少しオーバーだと思ひますけれども、それはもう大変なことなんです、本当に、職がないというかつこうです。ですから、そういう点でもって大臣の方からも、現在あるこの五つの県の雇用開発委員会に少しハッパをかけて、それで、こうなるとやっぱつづつてよかつたなというふうな、この委員会が生かされるように、役に立つようにしていただきたい。

同時に、これはわが党も、それから同盟の方からもそれらの方に、大臣にも言っているはずなんですけれども、さらにこの雇用開発委員会をもつと拡大をして、そしてやつてほしいんだとお願ひをしているんですから、その辺のことも含めて大臣の方の御見解をお聞きをしたい。

○国務大臣(藤波孝生君) 各地方の雇用開発委員会が、五県におきまして非常に大きな役割りを果たしているというふうな各方面からも評価されておりますし、私も非常に大きな期待を持って出発をさせておるところでございます。

しかし、先生御指摘のように、数字の上ではどう

いうことであろうとも、雇用情勢というのは非常に厳しいという受けとめ方で進んでいかなければいかぬと思ひますし、せつかく仏をつくつても魂が入らぬということではいけませんので、十分この委員会が機能を発揮をしていくように、さらにひとつ強く行政指導をしていきたい、こう考えますし、また、その運営を十分にフル回転させるというふうなことに当面重点を置いて進んでいかなければいかぬというふうに思ひますが、御指摘のように、できればやつぱり他の府県にも拡大ができればという強い希望は持っているわけでございます。一挙に多くということよりも、せつかく出発をいたしました五道県で重点的に強力にひとつ機能を発揮するということを当面重点を置いて、同時に、たとえ一県でも二県でも拡大できるように、予算編成の時点で努力をしていきたい、このように考えておりますので、今後とも御鞭撻をいただきますようお願いをいたしたいと思ひます。

○柳澤鎮造君 大臣、いまおっしゃった、仏つくつて魂入れずじやいかぬと言われた、もうその言葉は私もそのとおり受け取りたいと思ひます。ですから、そういう点で予算の上から大蔵省からとかく言われるほどこれは予算を使うんじゃないんですから、そういう点で、それは一県でも二県でもここで私が具体的にどこそこを申し上げなくても、それはそれらの方がいろいろおつかみになっているんですから、そういう点からいくならば一つでも二つでもふやして、それでその必要がなくなれば、今度は来年度になったときには、あそこはもう目的を達したからと言ってやめればいいんですから、そういう点でもって御努力をいたしたいし、それで何と言つてもこういう失業さでいてる方、職がなく困っている方たち、何と言つたらいいんでしょうか、愛情のあると言ひましようか、そういう政治の扱いをしていただきたいんです。えてして、いわゆるお役人的な接し方ではなくて、その点は本当にやつぱり労働行政、政府の中にもいろいろの官庁があるけれども、さす

が労働省は人間を扱うところだけあつてその行政のやり方も違つていゝわと言つて、そしてまた私もここへ来て、労働大臣、本当に御苦労さんでしたと言つて喜んで敬意を表するようなことの言えるようにしていただきたいと申し上げて終わります。

○委員長(久保亘君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保亘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時十五分開会

○委員長(久保亘君) 再開いたします。

角膜炎及び腎臓の移植に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長葉梨信行君から趣旨説明を聴取いたします。葉梨君。

が労働省は人間を扱うところだけあつてその行政のやり方も違つていゝわと言つて、そしてまた私もここへ来て、労働大臣、本当に御苦労さんでしたと言つて喜んで敬意を表するようなことの言えるようにしていただきたいと申し上げて終わります。

○委員長(久保亘君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保亘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時十五分開会

○委員長(久保亘君) 再開いたします。

角膜炎及び腎臓の移植に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長葉梨信行君から趣旨説明を聴取いたします。葉梨君。

○衆議院議員(葉梨信行君) ただいま議題となりました角膜及び腎臓の移植に関する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

医学技術の進歩に伴い、角膜を移植することにより視力障害者の視力の回復を図り、また、腎臓を移植することにより、腎臓機能障害者に腎臓機能を付与することは、今日それぞれ確立した治療方法となっており、角膜移植につきましても、現在角膜移植に関する法律がありますが、本案は、これを廃止し、腎臓移植とあわせて新たな法律を制定することにより、角膜移植及び腎臓移植の円滑な実施を期し、視力障害者及び腎臓機能障害者の福祉の増進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、移植が適正かつ安全に行われるように、移植に当たる医師の責務を明らかにすること。

第二に、医師は、移植術に使用されるための眼球または腎臓を、死体から摘出することができること。

第三に、移植術に使用する眼球または腎臓の死体からの摘出については、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を要するものとする。ただし、提供者本人が生前面で承諾しており、かつ、医師がその旨を遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないとき、または遺族がないときは、遺族の書面による承諾がなくともよいこととする。

第四に、変死体等からの眼球または腎臓の摘出の禁止、死体に対する礼儀の保持等について規定するほか、業として死体の眼球または腎臓の提供のあつせんをしようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならないこととしたしております。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保亘君) 以上をもつて趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 ただいまから質問に入りたいんですが、時間が遅くなっておりますから、時間が制限をされておりますので、簡潔にお答えを願いたいと思います。

そこで、本法案の通過に当たって、衆議院で野呂厚生大臣、田中医務局長との間に一問一答がなされています。そしてこのことはもう承知をしている上で質問をさせていただきましますから、このことはグブツて答えてもらう必要はありません。衆議院であった質問は、今回の立法についての厚生大臣の所見がいかにということ。死の判定はどのような基準で行うかということ。三番目は、あつせん業者の実態はどうか、また、今後どのように指導していくのか、営利目的になるおそれはないかということ。それから移植に際して患者等に経費負担が及ばないような措置をすべきであるということ。それから脳下垂体の摘出についても、法律に盛り込むべきではないか。このことについては一問一答を承知した上で質問を続けます。

まず、大臣の答弁で、最近では死体腎臓移植率というの成功率が高まっている、こう言われていますが、具体的にわが国において成功した事例が何件あるのか、不成功が何件であるのか、それから成功率は何%になっているか、まずそれを聞かせてください。

○政府委員(田中明夫君) 最近におきまして腎臓移植の成功率は、大体死体腎臓の場合で五〇%となっております。生体の場合は若干それより高く七〇%以上ということになっております。

○安恒良一君 件数を聞いたでしよう、何件ぐらい成功して、何件ぐらい不成功に終わったかと。

○政府委員(田中明夫君) 一九七七年、昭和五十二年におきまして、生体の移植が大体六十四件行われております。死体の場合は二十三件行われております。現在までに合計いたしました生体腎臓の移植は千件を超えております。死体の場合は百四十件ぐらいでございます。

○安恒良一君 その場合の成功した件数と成功し

なかった件数。これ、時間をとるからはつきり答えてよ、ばつぱつと。

○政府委員(田中明夫君) 先ほど申しましたように、パーセンテージで申しまして、生体の場合が大体七五%ということでございますので、千件のうち七百五十ぐらいが成功しております。死体の場合は百四十件のうち半数ぐらいでございますので、七十件が成功しているということになるかと思います。

○安恒良一君 この詳細な資料は次回に譲って、保留しておきます。ちよつとはつきりしません。それから次に、第二条に、医師は「診療上必要な注意」をしなきゃならぬと書いてありますね。この「診療上必要な注意」というのはどういうことなんでしょうか、第二条。

○政府委員(田中明夫君) これは、角膜あるいは腎臓移植を行う場合に、その移植に適している患者であるかどうかということ十分に医学的に確かめた上で行うということでございます。

○安恒良一君 そんなことあたりまえでしよう。不適当な人をするはずないんです。それをあえて「診療上必要な注意」をしなきゃならぬということとは、あなたお医者さんで、それだけじゃないんじやないんですか。いま言われたような適当かどうかという判断はあたりまえで、不適当な人にやるばかはいないでしよう。そんなこと答弁にならぬ。あなた医者でしよう。

○政府委員(田中明夫君) 一般的に申し上げたわけですが、具体的な例を申し上げますと、たとえば、移植によって伝染病が移植された患者にうつる危険性がないかというような点等でございます。

○安恒良一君 この点も医務局長、専門のお医者さんだと思ひますが、どうも的確を欠いてますから、これも保留しておきます。伝染病なんてこんなこともあたりまえのことなんです。だから私はやっぱり「診療上必要な注意」というのは、これとこれとこういうことがありますということを答えていただきたいかったです。ですから、これも時間がありませんし、ここだけで時間をとつて

おつたら肝心なことが聞けませんから保留しておきますが、もう少し医務局長、的確な――東大医学部を出られてるんですから、的確なひとつ答えを次回に下さい。

そこで私は、次に聞きたいのは、腎疾患の患者がいまどれだけおるんだろうか、それから何人ぐらいの人を人工透析されたのか、それから人工透析の施設を持つてゐる、機械を持つてゐるところは国立、公立、私立で何病院ぐらい人工透析の機械を持つてゐるか、こういう人工透析の関係についてまず明らかにしていただきたい。というのは、腎移植というのは最後の手段ですから、その前に人工透析というのは大変な問題になっていきますから、人工透析の問題について少し数を聞かしていただきたいと思います。これは過去一年なら一年に区切って、何人ぐらい患者がおつて、その中で人工透析を受けた患者が何人おるということをひとつ。

○政府委員(田中明夫君) 腎疾患の患者については数をつまびらかにいたしておりますが、そのうちで人工透析を行つております患者につきましては、昭和五十三年末で二万七千人でございます。また、人工腎臓の機械の台数でございますが、同じく五十三年末で一万二千五百ほどでございます。

○安恒良一君 これもいま聞きましたように一万二千五百台あるとすると、それを国立病院、公立病院、私立がどういう仕分けで持つてゐるのか、こういうことを聞いたんです。

○政府委員(田中明夫君) 人工透析の機械を保有している医療機関の経営主体については、現在つまびらかにいたしませんので、後ほどお答えを御報告したいと思ひます。

○安恒良一君 これもじや保留しておきます。非常にそれは重要なことなんです。どの医療機関が人工透析の機械を持つてゐるのかということ、これは後の質問に関係する、営利の問題になってきますから、そこであえて国立で幾らあるのか、公立で幾らあるのか、私立で幾らあるのかとこ

聞いたわけでは、ですから、このこともいま、よく答えぬと言いますから、委員長、これもやむを得ません。後で委員長の方で確認をしてください、よう答えるように。

そこで次は、これは大臣にお聞きをしたいんですが、人工透析というものは腎臓病をやる場合の一つの、まあ腎臓移植という前になると最後の手段だと思ふ。私もいろいろ医者に聞きますと、できるだけ人工透析をしなくて治すようにしなきゃいかぬ、人工透析を始めればもうそれはそれになつて、じゃ人工透析さえやれば助かるのかといつたら、人工透析はそうでないわけですか。にもかかわらずに、最近どうも人工透析というのが安易に行われている。そこで、これを防止する方法について何か大臣、お考えがあったら聞かしてくださいます。安易にやられることをどうして防止すればいいのか、人工透析問題というのは国民の問題で非常に重要でありますから、その点についてどうしてと大臣のお考えを聞かしてくださいます。

○政府委員(田中明夫君) 人工透析につきましては、慢性腎臓の結果、腎不全となつた者につきましては、新しく数年前に開発されました治療法でございます。

この適用につきましてはござりますが、これは患者の病状等に対応いたしまして、医者が専門的判断を下すべきものであると考えておりますけれども、厚生省といたしまして、昭和四十七年に腎臓病の専門家にあります腎不全対策委員会を組織いたしまして、この透析療法の適正基準を作成し、公表するとともに、専門家のこういう集団でございます人工透析研究会にお願ひいたしまして、毎年人工透析に携わっております医師、看護婦等の関係者を研修をしておりますでございます。

○安恒良一君 そういふことは当然やられていふと思ひますが、私は、それでは不十分ではないか。そこであえて大臣に聞きたいんですが、少なくとも人工透析を行うかどうかといふことの医師の判断によることはもちろんのことでありまして、その場合に複数の医師をもつて判断をする、もしくは複数の医療機関ですね、一人の医者が判断して、これは人工透析が必要だといふことで始めたのは、いわゆる率直に言つて、いまも大臣お聞きのとおり一万二千台もあるわけですか。そして、これいろいろな世論でも問題になっていまして、一部には、今度健保の適用になりましたから若干単価は下がりましたがけれども、いままでは人工透析の単価は高いものでありますから、いわゆる率直なことを言つて営利ベースで人工透析がされた形跡があります。

これは内部告発もありますし、必要なら、そういうことについて次回委員会のときにしてもいいと思ひますが、そういう意味から言つて、とりあえずこの防止をする際には、これは諸外国の実例も調べてみました。やはりこういう場合には複数のお医者さんの判断を必要とする、もしくは複数の医療機関が判断をした場合において初めて人工透析が始められる、こういう事例も先進諸国の中にはあるわけですか。ですから私は、いまあえてその防止策は何かと聞いたことは、そのことを含めて聞いたわけですが、この点について大臣、お考えいかがでございますか、人工透析を始めるに当たつては複数のお医者さんないし複数の医療機関の判断に基づいて適切に行われる、そうならば、かなりいまの一人の医者が判断をしてやるよりも適正になるんじゃないか、私はこう思ひますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(田中明夫君) 人工透析の機械を保有して人工透析を行つていられる医療機関は、大部分が病院あるいは有床診療所といふことでございまして、複数の医者がいる医療機関といふことで、実際にいま安恒先生がおっしゃつたようなことが大部分のところでは行われていると思ひますが、非常にまれに、一人の医師の医療機関で行われているところがあるといふようなことも聞いておりますので、現在その実態等の把握に努めているところでございます。先ほど申しましたような研修等を通して、適切な人工透析が行われるよう

に今後とも努力してまいりたいと存じております。

○安恒良一君 もちろん、人工透析を設置しているのは主として病院ですから、医者が複数いることはあたりまえなんです。私はそんなことを聞いているんじゃないんです。いわゆるこの人は人工透析を行う必要があるかという判断、診断を一人の主治医でやることなく、最小限二人の主治医、場合によれば一カ所だけの判断では営利主義に陥りがちだから、複数の医療機関の判断を必要とする、そういうふうな考えを改めていふたらどうか。

ですから、これはやっぱり大臣、盛んに大臣、大臣言うけれども、全部局長に答弁させよるけど、政策的なことですからね。大臣になつたばかりだから不勉強だといふことでしようが、そういう政策的なことは医者に答えさせたつてだめなんです。私が言つていふことは、これはかなりの世論になつていふことですから、政策的なこととして大臣に、少なくとも透析を必要とする場合には、主治医は一名ではないけれども、複数以上の主治医の判断を必要とする、さらに理想的であるならば、二つの医療機関が判断して一致した場合に初めて人工透析が受けられる、こういうふうにしていかないと、人工透析問題というのは非常に大きい問題に今日なつていふんじゃないでしょうかといふことを政策的な課題として聞いていますから、大臣、お考えをひとつ。

○國務大臣(野呂恭一君) 人工透析の費用が大変高額である、したがって医療保険等に対する医療費の負担も増大しておるという現状でございますから、いま御指摘の点につきましては、ひとつ検討をさせていただきたい。いま直ちに、それじゃそういう形で進めようかと思ひますので、早急に私の方でも十分検討をさせていただきますと思ひます。

ただ、御承知のように、医療事務指導官を本年度十九都道府県に設置いたしました、特にその指導監督に当たつて、業務の内容は、人工透析関

係の財務、経理、こういうものがどういふふうになつておるかといふことを重点的に調べるというところで指導官を設置したという点は、こういう問題をやはり心配をいたしておるからでございます。

○安恒良一君 指導監督の問題は、また改めて一般のときにやらさせていただきますが、きょうは人工透析だけに限つていいますから、ぜひ大臣に、前向きに検討していただくことですか、お願いをしておきたいのは、まず、人工透析がどのような形において分布をしているのか、まあ一万二千台ありますから。それから、それがどういふふうな事態のときに使われているのかという実態調査ですね。それから、その上に基づいて、少なくとも私がいろいろこの方面の権威あるお医者さんにお聞きに行きましたところ、一番最小限での防止策としては、複数以上の主治医の診断もしくはできれば複数の医療機関の診断、そのことがあれば安恒君、それはかなり防止ができるんじゃないかと、これは私も医学を修めておりませんから、大学の教授やその他の先生方に聞いて回つたら、そういうことが言われていまして、ですから、あえて私はそれを意見として申し上げていまして、どうか大臣も十分検討したいというところから、早急にこの点は御検討願ひたい。でなければ、私はその経済的問題もさることながら、いま言つたように一番いけないのは、人工透析を始めれば、あとは腎移植以外には残つてないわけですか。それでどう終わりになつちゃうんです。何か国民は、人工透析があれば、それで永久に生きられるような錯覚を持つていまして、いまの医学ではそうでないわけですか。一定の年月しか生きられないわけですから。そういうものをやる場合はよくよくの場合、しかも、必要なときは当然やらなきゃなりません。そういう意味から、いま少し厚生省はこの問題について実態を調査をし、そして前向きの方針をぜひ出していただきたい、こういうことをこれはお願いをしておきます。

そこで、それとのかつとした関係があります

が、脳下垂体の摘出問題について、これはどうも前の委員会では、大臣の御答弁だと聞いています。そこでちょっとこれは大臣にお聞きをしたいんですが、「今回の法律案は移植による患者の治療を促進するため」云々というようになってます。ところが「脳下垂体の摘出は医療上の目的とはいえず移植目的ではないので」この法案になじまない、こう言われていますが、このところはこういう真意を言われたのでしょうか。脳下垂体。片っ方は治療を促進するため」という御答弁、片っ方は「医療上の目的とはいえず」と、このところが私はよく大臣の真意がわかりませんから、脳下垂体の摘出について、大臣が衆議院でお答えになったところについて、ちょっと専門的に考えを聞かしてください。

○国務大臣(野呂恭一君) この提案になっております法律案は、患者の治療を促進するために死体から移植目的でなされる眼球や腎臓の摘出、これは正当な治療行為として認めるべきであるということとを明らかにした法律でございますが、脳下垂体の場合は、同じ医療上の目的であります。移植目的ではなく小人症の治療薬をつくる、そういう目的でありますために、移植のための法律と多少体系的に異なるのではないかとこのことを申し上げたわけであります。

○安恒良一君 大臣が、移植目的でないと、これはわかるんです。しかし、私があえてここを聞いたのは、「医療上の目的」と「治療を促進するため」というのは不可分の問題じゃないですか。たとえば、いま大臣が言われました脳下垂体の摘出ですね。脳下垂体成長ホルモンがございます。これをいわれる小人、まあ俗に小人という表現がいいかどうかかわかりませんが、専門語がわかりませんから。小さい方にこの脳下垂体成長ホルモンを注射をしてまいりますと、かなり治療効果が上がる。ただし、これは一定の年齢があります。そういうことで治療効果が上がるということでありまして、現実にもこれは健保が適用されていると聞いています。でありますから、その限りにお

いて、あえて治療促進ということと、「医療上の目的とはいえず」と言われて、使い分けられているところがわかりませんからね。私は小さい小人の方を治すために、この脳下垂体成長ホルモンを注射していくということはいいいことだと思えます。やはり治療だと思えます。医療目的だと思えますが、そのところはどうか。

○国務大臣(野呂恭一君) ただ、今回の法律の中に盛り込むべきではないかという趣旨の御質問でございましたから、したがって、この法律の中に盛り込むことは、これは移植の目的ではないので、いかがなものだろうかということをお願いしたまっております。

○安恒良一君 それじゃお聞きしますが、現在脳下垂体成長ホルモンというのは、私がお聞きしますと、どうもわが国では摘出ができないものですか。スウェーデンから輸入をされているというふうに聞いていますが、年間どのくらいの輸入をされて、どのくらいの治療がされているのか。それから、私調べましたら、大体少なくとも治療に脳下垂体が五十体くらい必要とかいろいろ言われていますが、それはどのくらいが必要なんですか。どのくらいの脳下垂体があれば、小人の方を適切に治すことができるんでしょうか、ある程度。それからどのくらいのものをいまスウェーデンから輸入されて、わが国においてつくれない理由はどこにあるんでしょうか。わが国において輸入しなきゃならぬという理由はどこにあるんでしょう。それを聞かしてください。

○政府委員(田中明夫君) 脳下垂体の成長ホルモンにつきましては、人の脳下垂体から製造されるものでございます。一人の人の脳下垂体から二ミリグラムの成長ホルモンが抽出されます。患者さんに治療目的で使う場合には、一週間に二回の二ミリグラムを注射しまして、約一年ぐらいの治療期間に及んでおりますので、大体二百ミリグラムあるいは二ミリグラム単位でアンブルをつくっておりますので、百アンブルぐらいが必要になるわけでございます。

現在、脳下垂体の成長ホルモンの分泌が阻害されているために起こっている小人症ということで把握されておりますのは約千二、三百人ございます。したがって、現在把握されている患児といえますが、脳下垂体成長ホルモンを阻害されている子供の治療のためには、年間大体十二万から十三万アンブルを要するわけでございます。現在、スウェーデンあるいはソビエト、米国、デンマーク等から十二万アンブルぐらいの輸入がなされておるわけでございます。

わが国におきましては、昭和五十二年に、東京女子医科大学の鎮目教授が世話人となりまして、財団法人の成長科学協会というものが創立されました。この協会の努力によりまして、全国におきまして、脳下垂体の提供を促して、現在までに約三千七百ほどの脳下垂体が収集されまして、これにつきましては、冷凍保管の上スウェーデンに空輸いたしまして、製品として注射剤をつくっていただいているわけでございます。

○安恒良一君 わが国でできない理由はなんですか。わざわざこちらで摘出をしたのをスウェーデンに送って、それは医学の、もしくは薬学の技術上の問題ですか。それとも法律上不備があつてやれないんですか。そのことを私は聞いています。

○政府委員(田中明夫君) 岩に医学的あるいは薬学的な技術上の問題でわが国でできないというふうには聞いておりません。非常にまだ集まる脳下垂体の数が少ないものでございまして、わが国でそのための設備をしてわが国で製造するというのにはなじまないために、スウェーデンに送って製造委託をしているということでございます。

○安恒良一君 大臣、この点はぜひ御検討願いたいと思いますが、どうもお聞きしますと集まる数が少ない。そこで商業ベースに乗らない、商業ベースとはおっしゃいませんでした。局長の答弁はそういう印象を受けるわけだ。しかし私は、やはりいまま数は挙げられたように、脳下垂体か

ら成長ホルモンを取り出すことによって、そのことによって助かるという人があるわけですから、その意味から言うと、今回は今後の検討課題とさせていただきますが、私は、やはり法律上の不備があれば法律上の不備も含めて、脳下垂体からの、これも死体からできることなんです。死体の脳下垂体から成長ホルモンをやはり取り出して、そしてそういう困っている人に注射をしていく。それと同時に、わが国の製薬メーカーももうけるところだけやたらいかぬと思うんです。そういうところには当然採算であつてもこれは貢献をする、こういうことも等もぜひ考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(野呂恭一君) 衆議院でもお答え申し上げたんですが、この腎臓移植の法律が制定されて後、こういう臓器の摘出につきましては国民感情がどうか、直接患者のために死後自分の腎臓を移植するといったはっきり対象が決まっている場合と違ひまして、いわゆる薬になる、ホルモン剤になるんだといった場合に、国民感情がどうの場合どうであらうか、こういう点も考えながら、しかし御指摘のように、今後この法律の制定を必要とするのかどうか、これもひとつ検討していただきたい、かように思います。

○委員長(久保亘君) 安恒君、申し合わせの時間が参っておりますから、簡単に。

○安恒良一君 はい。それではあと一問にします。どうかそれも前向きに検討していただきたいと思ひます。

それから、これは保険局長と医務局長両方だと思ひますが、移植に際しての患者の経費負担問題で衆議院で答弁をされています。ただ、ちょっと私が気になるのは、このような移植経費についてはそれぞれ保険が適用されているほか、更生医療の対象となつており患者負担はほとんどない、こう言っている。ほとんどない。ほとんどない。一部あるというところだと思ひますが、たとえば健保の七割給付で三割と、こういうのは全体

ありますね。そういう意味でなくて、特別に細かく一応角換出経費はどこでどこでというふうにかこれ全部答弁されている、それは承知の上で聞いているんです。承知の上であえて、患者負担はほとんどないと言われているが、そのほとんどないというところは一部あるということですから、一部あるとすればどういふ部面が患者の持ちになつて、大体腎移植をする場合にどのくらいの経費を患者が持つことになるのか、そのことについて移植を受ける側がどのくらい、それと保険の関係はどうなるのか、このことを聞かしてください。

○政府委員(田中明夫君) ここにございますように、移植経費につきましては、まず、社会保険が適用になるわけでございますが、したがって、本人の場合は問題ないかと存じますが、家族といひますか、被扶養者の場合の一部負担につきまして、これは更生医療が適用となりますので、普通の人の場合はほとんど無料になると思ひます。ただ、所得の制限がございますので、一部の金持ちの人には若干の自己負担が要するというところでございます。

○安恒良一君 本人はないと。それから、これは本人だけじゃありませんからね、これだけの大変なことをやるわけですから、本人、家族も含めて負担はない、ただし、よほどの高額所得者については一部持つてもらう、こういうことですか。その高額所得という高額の範囲はどこですか。それから、その場合にどのくらいの負担になるんでしょうかと聞いているんです。せっかくいいことをやつても金がよけいにかつたら、仏つくつて魂入れずになりますからね。きょうも会期末にあわてて、ぎりぎり無理に衆議院側からぜひと、こう言うほどお急ぎのものですから、仏つくつて魂を入れなないということではいけませんから。どうなりますか、そこは。

○政府委員(田中明夫君) 市町村民税の非課税以下の方はゼロでございます。それからそれ以上の方ににつきましては、前年度の所得税に対応いたしました徴収基準が決められております。たとえば、

前年度の所得税が九千六百円から一万六千八百円の方ににつきましては、徴収基準の月額が四千九百円ということになっております。

○安恒良一君 それじゃ委員長、保留しておきます、ちよつとわかりません、いまのことだけでは。というのは、市町村民税の非課税の人、こんなあたりまえですよ、税金を一銭も納めぬような低所得者ですよ。問題は、税金を納めておつても中低所得者がおられますから、それがどうなつていかというのはいさよは保留しておきますから、これも次回一般質問のときに詳細に明らかにしたいと思います。

○小笠原貞子君 腎臓疾患の子供、患者などと会つてみますと、本当に悲惨なものですね。水を制限された子供が、親に隠れてトイレの水を飲んじやつたというようなことも聞かれましたし、それから実際腎臓透析をやつてゐる方たちは、腎臓透析を始めると、自分の命はあと何年というふうに分かるといふような大変悲惨な状況に置かれてゐるわけでございます。そして、国立の病院の方がいいのか、私立の病院がいいのかというのにもいろいろ問題がございます。良心的な開業医の方は次々と閉鎖されたという機械を使つてくださるから、患者負担も少ないというやうな問題がございますし、また悪いのにならば、もうけ商売というやうなものもございまして、非常に問題がたくさんあるというところは事実だと思ひます。

しかし、いろいろな要請にこたえてこの法案が出されたということは、一歩前進というふうにも見られますけれども、私が最後にどうしても言いたかつたのは、もう腎臓が悪くなつちやつて、人工透析だ、腎移植だなどというようになってから幾らいい手当てが考えられたつて、もうそれは遅いですよ。それで、その方たちと話し合つて、なぜわからなかつたのと言つたら、非常に自覚がはつきりしてないんですね、外科的なものでもないしと。

私は、この問題について子供の場合にも非常に

心配いたしましたして、委員会でも取り上げまして、子供の方は学童の尿検査というのがきつちつとやつていただけるようになって、本当によかつたと思ふんです。しかし、成人になつてこの発病を考えてみますと、成人に対しての尿検査という段階できつちつと押さえるということがなければ、出てきたものの幾ら対策を考えられても後追いだといふふうになるわけなんです、この法の施行に当たつて、特に成人への尿検査の徹底だとか予防体制を総合的に、何としても具体的に進めていただくといふことをはつきり大臣の口からも伺ひたいと思ふんです。そうでないと後追ひになります。

それから、この法施行に当たりまして、宣伝広報といふやうな面でも、患者団体とか普及団体といふやうなところと責任をしないので、政府としての広報の使用などで宣伝していただいで、効果が上がるように何とせよとやつていただきた。その二つだけお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(野呂恭一君) 二点につきまして十分配慮いたし、厚生省として予防医学の面からも十分推進してまいりたいと思ひます。

○委員長(久保亘君) 他に御発言もなければ、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

角膜炎及び腎臓の移植に関する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保亘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

決定いたします。

○委員長(久保亘君) 次に、請願の審査を行います。

第二十四号障害者・児の生活の保障等に関する請願外七十九件を議題といたします。

本委員会に付託されております八十件の請願につきましては、理事会において協議の結果、第四十三号労働行政体制確立に関する請願外三十件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと、第二十四号障害者・児の生活の保障等に関する請願外四十八件は保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久保亘君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、これら二件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

か。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(久保亘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十六分散会

〔参照〕

社会労働委員会付託請願中採択一覧表(三十一件)

一、労働行政体制確立に関する請願(第四三三号)(第四四号)(第四六号)(第八〇号)(第八五号)(第一一九号)(第一二五号)(第一九〇号)(第二三二号)
一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第七六号)
一、老人医療費の有料化反対等に関する請願(第九一七号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇二二号)(第一〇三三号)(第一〇四四号)(第一〇五五号)(第一〇六六号)(第一〇七七号)(第一〇八八号)(第一〇九九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三三号)(第一一四四号)(第一一五五号)(第一一六六号)(第一一七七号)
一、全国夜学生の労働条件改善等に関する請願(第二〇一七号)

一、公立保育所の増設等に関する請願(第二〇五三号)
一、肢体障害者の生活保障に関する請願(第二五三三号)

一、家族性ポリボロジス症に関する請願(第二七四号)

十一月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

〔国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正〕

第一条 国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。
(特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正)

第二条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十一月二十七日)

一、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二四四号)(第二五五号)(第二六六号)(第二七七号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二八八号)
一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二九号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第三〇号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第三四四号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四二二号)

一、労働行政体制確立に関する請願(第四三三号)(第四四号)(第四六号)
一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第四八八号)(第五一七号)

一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第七六号)

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第七七七号)(第七七八号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第七九号)

一、労働行政体制確立に関する請願(第八〇号)

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第八一七号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第八四四号)

一、労働行政体制確立に関する請願(第八五五号)

一、健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願(第八六六号)

一、老人医療費の有料化反対等に関する請願(第九一七号)

一、健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願(第九二二号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇二二号)(第一〇三三号)(第一〇四四号)(第一〇五五号)(第一〇六六号)(第一〇七七号)(第一〇八八号)(第一〇九九号)(第一一一〇号)(第一一一一号)(第一一二二号)(第一一二三三号)(第一一二四四号)(第一一二五五号)(第一一二六六号)(第一一二七七号)

一、労働行政体制確立に関する請願(第一一九号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二四四号)(第二五五号)(第二六六号)(第二七七号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二八八号)
一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二九号)

請願者 東京都町田市本町田一、三九九
西村光三外千四百二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

障害者・児の人間らしい生活を保障するため、次の事項について実現を図りたい。

一、障害者の医療費を国の負担で無料とする。健康保険法、公費医療費を改悪しないこと。

二、働く希望をもつ障害者に仕事を保障すること。そのために、雇用率未達成の官公庁と企業をなくすこと。職種の研究開発を急ぎ、また、職業訓練校を増設・充実するなど重度障害者も訓練が受けられるよう内容を改善すること。

三、身体障害者雇用促進法を障害者雇用法とし、精神薄弱者、内部障害者の雇用も義務付けること。

四、民間授産施設である共同作業所に雇用納付金などによる助成をすること。差し当たって年間最低五百万円を助成すること。

五、障害年金制度の大幅改善と障害福祉年金(現行・一級三万円)を大幅に引き上げること。

六、障害者福祉手当をはじめとする障害者にかかる諸手当を大幅に引き上げること。

七、福祉手当、年金、労働災害補償等の基準となる障害等級を统一的に改善すること。この場合、日常活動、労働活動など総合的な社会生活の難易によつて等級を決め、特に脳性麻痺者の等級を抜本的に改善すること。

八、社会福祉施設利用者から徴収する運営費は公費で負担するなど、施設への助成を増やし、重度障害者も利用しやすいようにすること。

また、職員を大幅に増やし賃金、労働条件を改善すること。なお、これらは民間施設にも適用すること。

第二五五号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

第二四四号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 京都府船井郡丹波町三日市 上田 惣外千四百二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二六号 昭和五十四年十一月二十七日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区福町二ノ五ノ二 播磨ゆり子外千四百二十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二七号 昭和五十四年十一月二十七日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 佐賀市大財六ノ四ノ二八 中尾和 弘外千四百二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二八号 昭和五十四年十一月二十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 千葉県柏市常盤台三ノ一六 海老 原政代外四名

紹介議員 加瀬 完君

医療保険制度を後退させる改悪を取りやめ、「いつでも・どこでも・だれでも」費用の心配なく良い医療を受けられる医療制度の確立と、建設国民健康保険組合の健全で安定した管理、運営を保障するため、当面次の事項の改善を図られたい。

一、医療保険制度については、改悪を取りやめ、次の改善を行うこと。

1 すべての医療保険を通して、本人・家族とも十割給付とし、薬代等の自己負担は行わな

2 差額ベッド、付添など一切の保険外負担をなくすること。

3 出産費は全額を給付（現物給付）すること。

4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担

割合を労働者三、使用者七とすること。

5 政管健保、国保、日雇健保に対する国庫負担を増額すること。財政基盤の弱い健保組合、共済に対する国庫負担を制度化し、負担率を引き上げること。

6 老人医療の有料化計画を取りやめ、公費負担医療を拡充すること。

7 医療供給体制の拡充、整備を行うこと。

8 薬価基準の実勢価格への引下げ、薬害の救済措置の確立など、医療諸制度を改善すること。

二、建設国民健康保険については、管理、運営をより充実、安定させるために、次のような法的、財政的措置を行うこと。

1 国民健康保険の管理、運営の主体を将来にわたって、各自治体と組合とにすること。

2 傷病手当、医療給付などの附加給付を法定給付とすること。

3 建設国民健康保険の国庫補助金は、定率分四十パーセントのほかに、臨時調整補助金十パーセントとすること。

4 事務費は、全額国庫負担とし、当面、公営国保と同じにすること。

5 老人医療のすべての費用は、全額国庫負担とすること。

6 助産費の国庫補助を二分の一とし、傷病手当金、葬祭料にも国庫補助を行うこと。

理由

建設産業で働く者は、日雇健康保険の適用が廃止されてから、自らの生命と健康を守るために国民健康保険組合を設立し、被用者健康保険と同じ給付（本人十割、傷病手当金の支給）を堅持し、この十年の間、劣悪な労働条件、不況、相次ぐ医療費引上げ等といった数多くの困難に突き当たりながら、その健全な運営を行うために、あらゆる自主規制の強化、大幅な保険料の引上げを行うなど、血のにじむような努力をしてきた。しかるに、

政府が国会に提出しようとしている「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、医療保険全体の

給付水準を低く押え付け、保険料を引き上げ、附加給付を廃止するなど、労働者、国民に重い負担を押し付け、国と資本家の責任と負担を軽くしようとする改悪案と言わざるを得ない。また、この法律案が実施されると、必死に守り育ててきた建設国民健康保険組合は大きな打撃を受け、民主的・自主的な管理・運営ができなくなる。

第二九号 昭和五十四年十一月二十七日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、三九九 桑原靖外千四百二十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三〇号 昭和五十四年十一月二十七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 岐阜県大垣市本今町九九一ノ三 大橋武夫外一名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四号 昭和五十四年十一月二十七日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 岡山県笠岡市真鍋島四、二二一 永原隆外千四百二十四名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三九号 昭和五十四年十一月二十八日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 京都市山科区大宅坂ノ辻町二四 林千恵子外千四百二十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、三九九 西村景子外千四百二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四二号 昭和五十四年十一月二十八日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 秋田市横森五ノ二ノ二二 松本 等外千四百二十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三号 昭和五十四年十一月二十八日受理

労働行政体制確立に関する請願

請願者 福岡県大牟田市勝立三七七日本社 会党大半田市議団内 蓮尾信治郎 外二百四十九名

紹介議員 高杉 通忠君

勤労国民のための労働行政の民主的充実と、それに不可欠な職員の大増員を行うよう、次の事項の実現のため十分な措置をとられたい。

一、現下の雇用失業情勢に相応する職業安定行政の充実と、そのために必要な大増員を行うこと。

二、職業病の予防など、国民の生命と健康を守る労働安全衛生行政の充実と、それに必要な大増員を行うこと。

三、最低労働基準の厳正な確保のための労働基準監督行政の充実と、それに必要な大増員を行うこと。

四、婦人・年少労働者の地位と生活の向上を目指す婦人少年行政の抜本的拡充と、必要な大増員を行うこと。

五、労働保険全面適用に伴う業務量増に相応し、かつ行政サービスの一層の向上のため、必要な大増員を行うこと。

六、労働行政に係る新規立法・新規業務の導入に当たっては、必ずそれに伴う予算と人員の

確保を図ること。

理由

勤労者は引き続き雇用不安の下で、雇用創出と雇用機会の拡大を中心に「中高齢者・障害者に対する就職の機会と就労拡大」や「失業給付額の引上げと給付の延長」など、かつてなく切実で強い要求と期待を職業安定行政に寄せている。また、「生命と健康に深くかかわる職業病対策を十分に立ててほしい」という声をはじめとして、労働安全衛生行政、労働基準監督行政、婦人少年行政の抜本的拡充を求める主張は圧倒的な世論となり、「労災保険給付水準の大幅引上げと早期支給」などの要求とともに一層切実さを増している。ところが、現実の労働行政機関の窓口は、このような要請にこたえる積極的な行政の展開はおろか、現行の法律と制度でさえ、とても十分に運営できていないのが実情である。この形骸化の進む、そして行政サービス低下の一途をたどる原因のひとつは、質量ともに拡大を続ける労働行政にもかかわらず、その行政に携わる職員が大幅に減らされているところにある。労働省の定員は、昭和五十四年度で二万五千五百七十六人とされているが、昭和四十三年以降（定員削減計画）で二千三百十五人も「純減」されている。全国四十七の婦人少年室に至っては十年間で十二パーセントも減らされ、今では全国でわずかに百七十四人になつてしまった。このため、職安審議会や基準審議会等各種審議会が（中央・地方を問わず）、また、県議会等の地方議会が幾度となく「労働行政体制の拡充と職員の大増員」を決議あるいは建議し政府関係機関に意見書等を提出してきている。更に国会もまた、労働行政関係新立法や改正の時には、必ずといってよいほど「関係職員の大増員」を附帯決議として主張してきたし、請願も全会一致で採択している。その結果、五十四年度労働省定員は、過去十年間余り続いていた「純減」に歯止めをかけたが、求められている行政体制確立にはほど遠いといわざるを得ない。質量ともに激増した行政需要に十分に対応し、真の労働者保護行政の展開と、

住民への行政サービスの徹底向上が今こそ大切である。同時に、労働行政の民主的充実を図るためには、この時期、行政体制の抜本的確立とそれに不可欠な職員の大増員が急務である。

第四四号 昭和五十四年十一月二十八日受理
労働行政体制確立に関する請願
請願者 鹿児島市玉里団地一ノ二ノ二ノ五
七 増見貞子外千九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四六号 昭和五十四年十一月二十八日受理
労働行政体制確立に関する請願
請願者 福岡県大牟田市有明町二ノ二ノ一
一 総評全国一般労働組合福岡地方本部大牟田支部内 江崎節雄外二百四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四八号 昭和五十四年十一月二十九日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市弥生町一、三八二
ノ二 白浦清外千四百二十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五一四号 昭和五十四年十一月二十九日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 札幌市南区藤野二五六ノ六八 笠
井敏正外千二百七十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第七六号 昭和五十四年十一月二十九日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願（五十三通）
請願者 埼玉県和光市本町一三ノ三二 露

木文子外七千九十六名

紹介議員 福島 茂夫君

社会的に、経済的に、また精神的にも安定した生活が営めるような「寡婦福祉法」の制定と、関係諸法諸施策を一日も早く実施するよう図られたい。

理由

昭和三十九年七月、母子家庭の「母と子」の福祉を図るために、その基本法として「母子福祉法」が制定され、母子家庭の福祉はこれによつて法律としてのよりどころができ、色々と福祉の行政措置が行われてきた。しかしながら、「母子福祉法」による母子家庭とは、配偶者のいない二十歳未満の子を持つものをいうのであつて、それ以外の寡婦は法の対象とされず、冷たくあしらわれているのである。長年の子育てに疲れ果て、子は成人したとはいひながらもまだ、親を背負つてゆく力に乏しく、また、核家族化が増加している激変の世の中で、一人独居の寡婦として年老いてゆかねばならない母、なお、老人福祉法の適用を受けるには程遠いこのような寡婦の福祉こそ、法律によつて、守られなければならない。また、行政は法律をよりどころとして行われる。したがつて、行政が行う福祉の措置は、それにかかわる福祉の基本法がなければならぬ。今日、「寡婦対策の確立」が叫ばれて久しいが、激動してやまない社会経済不安の中で、「母子福祉法」の域を離れた寡婦の生活は、余りにも困難と、不安定な時代を迎えているのである。

第七七号 昭和五十四年十一月二十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 東京都北区志茂一ノ三二ノ三 片
岡佑介外二千六百七十一名

紹介議員 上田耕一郎君
国民が「いつでも、どこでも、だれでも」費用の心配なく良い医療を受けられる医療制度の確立を目指し、当面次の事項の実現を図られたい。

一、医療保険制度の改悪を取りやめること。

二、医療保険制度について次の改善を図ること。

1 すべての医療保険にわたつて、本人・家族、入院・外来を通じて十割給付とし、薬代の自己負担を一切行わないこと。

2 差額ベッド料、付添料など一切の保険外負担をなくすること。

3 出産給付は現物給付（全額給付）とする。

4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担割合を労働者三・使用者七の割合に変更すること。

5 政管健保、国保、日雇健保に対する国庫負担を増額すること。また、財政基盤の弱い健保組合、共済組合に対する国庫負担を制度化し、負担率を引き上げること。

6 予防給付を保険で受けられるようにすること。

三、老人医療の有料化計画を取りやめること。また、老人医療は保険から切り離し、全額公費負担で行うとともに公費負担医療を拡充すること。

四、救急医療、休日・夜間医療体制の確立、無医地区の解消など医療供給体制の拡充、整備を行うこと。

理由

物価騰貴や公共料金の引上げなどのため国民は一層暮らしにくくなつていく。国民の健康もまた、ますます悪化している。今日、老人、障害者、患者などにはもちろんのこと、国民すべてが救急医療、休日・夜間医療体制の確立、医療保険制度を有名無実なものにしていく差額ベッド料、付添料などの保険外負担の廃止、無医地区の解消、へき地・離島医療の整備、医療従事者の確保などを切望している。政府は、このような切実な国民の要求をかえりみようとせず、赤字を口実に、医療保険を、（一）健保について現行の医療給付本人十割・家族七割を本人家族・入院外来とも十割給付にするが、投薬・注射の薬代については、一部を除いて半額自己負担とする。また、患者負担が病人一人当た

り月二万円を超える場合は、超える額は数箇月後に高額療養費として支給する。(二)初診時患者負担を千円に引上げ、入院時給食費患者負担(一日千円)を新設する。(三)今後五年間で医療費が二倍以上に増えると想定し、ボーナスからも毎月の保険料と同率で年二回各々二箇月分を限度に保険料を徴収するなど、保険料を大幅に引き上げる。(四)医療費が上ると国庫負担も引き上げる運動制をやめ、政管健保について二十パーセントを限度に国庫負担を固定化する。(五)健保組合や共済組合の付加給付を廃止する、といった大改悪を行おうとしている。このように政府は、健保財政の赤字をすべて国民と患者に押し付け、差額ベッド料や付添料などすぐにでも解決しなければならぬ問題を放置したまま、国民がよりよい医療を受けることができるようにするための医療制度の抜本的改善策は何も打ち出していない。

第七八号 昭和五十四年十一月二十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区大田町七ノ一ノ一四
森垣薫外二千四百四十九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第七九号 昭和五十四年十一月二十九日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺本町六ノ四
井上勇外千四百二十九名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八〇号 昭和五十四年十一月二十九日受理
労働行政体制確立に関する請願(二通)

請願者 長崎市田中町三八四ノ一 松尾純
夫外二千二百十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第八一号 昭和五十四年十一月三十日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町浦田二、二四
九 高橋春彦外三千三百六十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第八四号 昭和五十四年十一月三十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都北区浮間三ノ一八ノ三 守
尾輝子外二千五百七十四名

紹介議員 宮本 顕治君
国民が、「いつでも、どこでも、だれでも」費用の心配なく良い医療を受けられる医療制度の確立を目指し、当面次の事項について実現を図りたい。

一、医療保険制度の改悪を取りやめること。
二、医療保険制度について次の改善を図ること。
1 すべての医療保険を通じて、本人、家族とも十割給付とし、薬代の自己負担を行わないこと。

2 差額ベッド、付添いなど一切の保険外負担をなくすること。
3 出産費は全額を給付(現物給付)すること。
4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担割合を変更すること。

5 政管健保・国保・日雇健保に対する国庫負担を増額すること。財政基盤の弱い健保組合、共済組合に対する国庫負担を制度化し、負担率を引き上げること。
三、老人医療の有料化計画を取りやめ、公費負担医療を拡充すること。

四、医療供給体制の拡充、整備を行うこと。
理由
医療の荒廃は、不況と財政危機の下で一層深刻さを増し、国民の生命と健康は不安にさらされている。今日、国民すべてが救急医療、休日・夜間医療体制の確立、医療保険制度を有名無実なものにして差額ベッド料、付添料などの患者負担廃止、無医地区の解消、へき地・離島医療の整備、

医療従事者の確保などを切望しているにもかかわらず、政府は、単に財政上の見地から、医療保険制度を、(一)健保について現行の医療給付本人十割・家族七割(政管健保八・八割給付)を、本人・家族・入院外来とも十割給付にするが、投薬・注射については一部を除いて半額自己負担とする。患者負担が一世帯当たり月二万円(年十二万円)を超える場合は、超える全額を数箇月後に償還する。政管健保の現行給付は八割以下に切り下げられる。この改悪は健保だけでなく共済にも適用する。(二)国保は現行が七割給付なので入院時には改善のようにみえるが、高額療養費制があるので現在でも平均七・四割給付。しかも七十歳以上の高齢者を別建てとする計画なので、今の保険財政でも八割給付が可能であり、積極的な改善ではない。(三)今後五年間で医療費が二倍以上に増える想定し、それを賄えるよう保険料の大幅引上げと、ボーナスからも毎月の保険料と同率で保険料を徴収する。(四)医療費が上ると国庫負担も引き上げる運動制をやめ、政管健保について十五パーセントの補助に固定する。(五)健保、共済組合の附加給付を廃止し、労使負担割合を折半とする。(六)初診時患者負担、入院時給食費患者負担一日分をそれぞれ千円とする。といった大改悪を行おうとしている。このように、政府は、財政上の赤字対策をすべて国民と患者の自己負担に押し付け、国民がより良い医療を受けることができるようにする医療制度の抜本的改善は打ち出していない。

第八五号 昭和五十四年十一月三十日受理
労働行政体制確立に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ三ノ一
労働省内全労働者労働組合内
山昂外二千名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第八六号 昭和五十四年十一月三十日受理
健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願

請願者 福島市笹谷中谷地一三 菊地茂夫
外二千六百二十一名

紹介議員 下田 京子君
国民が、ますます医者にかかりにくくなる政府の医療保険制度の大改悪を取りやめ、「いつでも、どこでも、だれでも」費用の心配なく良い医療が受けられる医療制度を確立するため、次の措置をとりたい。

一、医療保険制度の改悪を取りやめること。
二、医療保険制度について次の改善を図ること。
1 すべての医療保険を通じて、本人、家族とも十割給付とし、薬代の自己負担を行わないこと。
2 差額ベッド、付添いなど一切の保険外負担をなくすること。
3 出産費は全額を給付(現物給付)すること。
4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担割合を労働者三、使用者七とすること。

5 政管健保・国保・日雇健保に対する国民負担を制度化し、負担率を引き上げること。
三、老人医療の有料化計画を取りやめ、医療保険から切り離し、住民負担なしに制度の充実を図ること。
四、結核、精神、難病などの公費医療の改悪計画をやめ、制度の改善、充実を図ること。
五、医療供給体制の拡充、整備を行うこと。早急にILO看護条約を批准し、関連国内法の改正を行うこと。

理由
医療の荒廃は、一層深刻さを増し、国民の生命と健康は不安にさらされている。国民すべてが、救急医療、休日・夜間の医療体制の確立、医療保険制度を有名無実なものとしている差額ベッド料、付添料などの患者負担廃止、無医地区の解消、へき地・離島医療の整備、医療従事者の確保などを切望している。政府は、このような国民の要求をかえりみようとせず、「健康保険制度の改正案を

提出し、薬剤、歯科材料費の半額負担、初診時一部負担の引上げ、ボーナスからの保険料徴収、保険料労使折半負担の徹底、附加給付廃止など全面的な国民負担の増大を計画している。しかも、政府は、医薬品の独占価格及び薬価基準の引下げなど国民がより良い医療を受けることができるようになる医療制度の抜本的改善策を打ち出していない。

第九一号 昭和五十四年十一月三十日受理

老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都北区豊島七ノ三ノ一ノ九

〇七 中林登外二百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

老人の健康と医療を守るため、次の事項の実現を図らる。

一、老人の健康な生活を脅かす老人医療費支給制度の「有料化」を絶対に行わないこと。

二、老人医療費支給制度は、国会の決議どおり支給年齢を六十五歳からとし、所得制限の緩和、差額徴収をなくすなどの改善を行うこと。

三、訪問看護、健康診査、リハビリ、健康増進など、老人の保健と医療について総合的な制度を確立し拡充すること。

四、この老人の保健、医療制度は医療保健から切り離し、住民負担なしに、国と自治体と資本家負担で実施すること。

理由

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。」（老人福祉法第二条）この老人福祉法の理念に基づいて、老人医療費の無料制度が地方自治体から始まり、国も五年前から実施した。昭和五十年から表面化した老人医療費支給制度を有料にしようとする動きに対して、国民はこぞつて反対してきた。一昨年の国会でも「有料化に反対する」請願が採択された。ところが来年度予算案では「老人保健医療制度」の新設に伴い、

老人医療費の有料化と、財源の新たな住民負担が強化されようとしている。

第九二号 昭和五十四年十一月三十日受理

健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願

(一通)

請願者 東京都北区中里町三ノ一七ノ一

森ヨシ外千五百四十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

第一〇二号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市旭区中宮五ノ四ノ二七

本橋外五千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

子どもたちの人権が守られ、健やかに育つよう、父母が安心して子どもを生み、育て、働けるよう、次の事項について実現を図らる。

一、保育所の建設と施設運営の改善のために

1 保育所を大量に建設するために国庫補助基準を大幅に引き上げ、対象を広げること。

2 未（無）認可保育所、職場保育所の子どもにも措置費に見合う助成を行うとともに、認可を受けることができるよう適切な指導と援助をすること。

3 へき地、季節保育所の国庫補助基準を認可保育所並みに引き上げること。

4 病院内保育施設への助成制度を実情に見合つて改善し、また、入院患児保育（入院児童の保育）に対して助成制度を確立すること。

二、保育内容の向上のために

1 子どもへの処遇を向上させるための公費負担による完全給食を実施するとともに、給食費、教材費、暖房費等を大幅に増額すること。

2 働く父母の実態に見合つた保育時間の保障、産休明けからの保育、障害児保育、病院保育などの保育体制を確立すること。

3 よりよい保育を進めるために、職員を増配

置き、労働基準法違反の全廃、職業病の予防と補償、賃金引上げ、保育所に働く者の条件を改善すること。

4 国民の保育要求にこたえる保育者養成制度、養成機関の改善と拡充を図ること。

三、父母負担の軽減のために

保育料徴収基準を父母の生活実態に見合つたものに改善し、第二子以降の保育料減免を全階層に適用すること。

四、学童保育充実のために

国において、学童保育制度の確立を図るとともに、「都市児童健全育成事業」については実態に即して改善及び拡充すること。

理由

今日の円高・不景気の下で、国民生活は一層その不安を増している。子どもたちの生活や権利も脅かされ、親子心中、母子心中など深刻な事態が新聞紙面をにぎわしている。こうした中で国民の保育・教育への要求はますます切実、多様なものになり、保育所の不足などが極めて深刻な問題となっている。しかし、これに対する国の対応は、決して十分とはいえない。国の低い基準と不十分な国庫負担では、要求にこたえ切れず、また、地方財政危機の下で、各自自治体独自に住民要求にこたえて行つてきた保育施策すら切り下げられようとしている。こうした事態に対処するためにも、国の保育政策の抜本的な改善が強く望まれる。

第一〇三号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々方五ノ五ノ一

五奥沢西保育園父母の会内 川上

睦美外五千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇四号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市中央区南六条西一八丁目松

幸荘内 伊藤てる子外五千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇五号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区高野西開町二〇ノ一

三 石塚裕志外五千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇六号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市中京区壬生坊城町四八

谷 口日出夫外五千九百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇七号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都東大和市清水一、二二

朝生敏子外五千九百九十九名

紹介議員 斎藤タケ子君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇八号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市西成区橋三ノ八ノ一

澤 直正外五千九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一〇九号 昭和五十四年十一月三十日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ

二〇全国保育要求統一行動実行委

員会内 綿村昇外五千九百九十九

名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一〇号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 秋田市寺内油田一八四ノ四 菅原
恵子外五千九百九十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一一号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 福島市渡利岩根町七ノ二 医療生協
わたり病院内ボプラ保育園内 加
藤林外五千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一二号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都墨田区墨田三ノ三六ノ一〇
佐藤宏樹外五千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一三号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市下小阪一六七ノ
一西岡豊子外五千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一四号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢五ノ六ノ七
永塚昌志外五千九百九十九名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一五号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町国分寺 川崎
洋子外五千九百九十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一六号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県深谷市国済寺四三一ノ一
君島英輔外五千九百九十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一七号 昭和五十四年十一月三十日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都三鷹市牟礼四ノ二ノ一九
三鷹保育運動連絡会内 矢島矩雄
外五千九百九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一一九号 昭和五十四年十一月三十日受理
労働行政体制確立に関する請願
請願者 大分県日田市竹田三三八ノ一日田
パス労働組合内 森下健一外四百
九十九名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二二〇号 昭和五十四年十一月三十日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願(二通)
請願者 東京都府中市新町一ノ八三 清水
昇外五百五十五名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、角膜及び腎臓の移植に関する法律案(衆)

角膜及び腎臓の移植に関する法律案
角膜炎及び腎臓の移植に関する法律
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、角膜移植術による視力障害
者の視力回復及び腎臓移植術による腎臓機能障
害者に対する腎臓機能の付与に資するため、死
体から眼球又は腎臓を摘出すること等につき必
要な事項を規定するものとする。

(医師の責務)
第二条 医師は、角膜又は腎臓の移植を行うに当
たつては、診療上必要な注意をしなければならない。

(眼球又は腎臓の摘出)
第三条 医師は、視力障害者の視力の回復を図る
目的で行われる角膜移植術に使用されるための
眼球を、死体から摘出することができる。

2 医師は、腎臓機能障害者に腎臓機能を付与す
る目的で行われる腎臓移植術に使用されるため
の腎臓を、死体から摘出することができる。

3 医師は、第一項又は前項の規定による死体か
らの眼球又は腎臓の摘出をしようとするときは
は、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を
受けなければならない。ただし、死亡した者が
生存中にその眼球又は腎臓の摘出について書面
による承諾をしており、かつ、医師がその旨を
遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないとき
又は遺族がないときは、この限りでない。

(摘出してはならない場合)
第四条 医師は、変死体又は変死の疑いのある死
体から、眼球又は腎臓を摘出してはならない。

(礼意の保持)
第五条 第三条の規定により死体から眼球又は腎
臓を摘出するに当たつては、礼意を失わないう
うに特に注意しなければならない。

(省令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、第三条の
規定による眼球又は腎臓の摘出及び同条の規定
により摘出した眼球又は腎臓の取扱いに關し必
要な事項は、厚生省令で定める。

(使用しなかつた部分の眼球又は腎臓の処理)
第七条 病院又は診療所の管理者は、第三条の規
定により死体から摘出した眼球又は腎臓であつ
て、角膜移植術又は腎臓移植術に使用しなかつ
た部分の眼球又は腎臓を、厚生省令で定めると
ころにより処理しなければならない。

(眼球又は腎臓のあつせんの許可)
第八条 業として死体の眼球又は腎臓の提供のあ
つせんとしようとするときは、厚生省令で定め
るところにより、厚生大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

(罰則)
第九条 第七条の規定に違反した者は、十万円以
下の罰金に処する。

第十条 第八条の規定に違反した者は、六月以下
の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して、同
項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経
過した日から施行する。

(角膜移植に関する法律の廃止)
2 角膜移植に関する法律(昭和三十三年法律第
六十四号)は、廃止する。

(経過措置)
3 この法律の施行前に前項の規定による廃止前
の角膜移植に関する法律(以下「旧法」という。)の
第二条の規定による遺族の書面による承諾を受
けている場合の視力障害者の視力の回復を図る
ための角膜移植術を行う必要があるときに、行
う死体からの眼球の摘出については、なお従前の

例による。

4 旧法第二条の規定による眼球の摘出（前項に規定する眼球の摘出を除く。）及び同条の規定により摘出した眼球の取扱い並びに同条の規定により摘出した眼球であつて角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球の処理については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により眼球の提供があつての許可を受けている者は、第八条の規定により眼球の提供があつての許可を受けた者とみなす。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる旧法第六条の規定による角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球の処理に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

7 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十二号の三中「角膜移植に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）」を「角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第 号）」に、「基き」を「基づき」に、「眼球」を「眼球又は腎臓」に改める。

第十條第二号の四中「角膜移植に関する法律」を「角膜及び腎臓の移植に関する法律」に改める。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）

一、角膜及び腎臓の移植に関する法律案（衆）

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二二四号）

一、労働行政体制確立に関する請願（第二二五号）

号）

一、健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願（第二二六号）

一、医療保険制度の大改悪反対・医療制度改善に関する請願（第二二七号）

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願（第二二九号）

一、療術の法制化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願（第二三〇号）

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願（第二三九号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二四〇号）

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願（第二四一号）

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願（第二五五号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二五六号）

一、栄養士法一部改正に関する請願（第二六二号）

一、労働行政体制確立に関する請願（第二九〇号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二九三号）

一、栄養士法一部改正に関する請願（第二九四号）

一、全国夜学生の労働条件改善等に関する請願（第二〇一〇号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二〇二〇号）

一、公立保育所の増設等に関する請願（第二〇五号）

一、栄養士法一部改正に関する請願（第二二三号）

一、労働行政体制確立に関する請願（第二三二号）

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願（第二三三二号）

一、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の五十五年予算措置に関する請願（第二三八号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二四六号）

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願（第二四七号）

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願（第二四八号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第二五二号）

一、肢体障害者の生活保障に関する請願（第二五三三号）

一、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の五十五年予算措置に関する請願（第二六二五号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（第二六五五号）（第二六六号）（第二六七号）（第二六八号）

一、栄養士法一部改正に関する請願（第二七二二号）（第二七三三号）

一、家族性ポリボロジス症に関する請願（第二七四号）

第二二四号 昭和五十四年十二月一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区南陽町西福田中江一

〇二ノ一 服部洋子外三千百八十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二二五号 昭和五十四年十二月一日受理

労働行政体制確立に関する請願

請願者 北九州市小倉北区許斐町一鉄鋼労働者 連住友金属小倉製鉄労働組合内 末弘保外四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二二六号 昭和五十四年十二月一日受理

健保改悪阻止・医療保険制度の改善に関する請願

請願者 新潟県白根市上下諏訪ノ木七七〇ノ一白根保健生活協同組合内 広野茂外七千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

第二二七号 昭和五十四年十二月一日受理

医療保険制度の大改悪反対・医療制度改善に関する請願

請願者 青森県弘前市堅田宮川三五ノ一和歌山雅司外三千三百四十五名

紹介議員 小笠原貞子君

いつでもどこでもだれでも、健康保険で十分な、良い医療を受けられる医療制度を確立するため、次の措置をとられたい。

一、患者、国民の負担を増やし、受診抑制につながる医療保険制度の大改悪を直ちにやめること。

二、医療保険制度について次の改善を図ること。

1 すべての医療保険を、本人・家族とも完全十割給付とすること。

2 薬代の患者負担・初診時・入院時の負担増をやめ、立替払い（償還制）を絶対に実施しないこと。

3 ベット差額、付添料など一切の差額徴収をなくすること。

4 ボーナスから保険料をとらないこと。

5 保険料の労使負担割合を労働三、使用七とすること。ただし、中小零細企業の負担増は国庫補助で賄うこと。

6 各種医療保険への国庫補助を大幅に増やすこと。

理由 第八十七回通常国会で、「健康保険法一部改正案」は廃案となつたが、政府は予算に組んであるからと、第八十八回臨時国会に廃案となつた法案をそのまま再提出してきた。第八十四回国会に提出（一

九七八年五月)以来、継続二回、そして廃案になつたのも、航空機墜落隠しのからみがあつたといえ、国民の強い反対の結果によるものである。廃案となつた「健康保険法一部改正案」は、業代半額患者負担、入院時千円、初診時千円(金額療養費払い)ボーナスからも保険料をとるなど、大幅な労働者・患者負担増となつてゐるため、国民の強い怒りをつたつたものである。健康保険の赤字は、当然、国と大資本家の責任で解決すべきもので、労働者・患者に押し付けるべきではない。

第一二九号 昭和五十四年十二月一日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 岡山県都窪郡早島町四、〇六六
小阪静子外千三百二十名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一三七号 昭和五十四年十二月一日受理
療術の法制化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(十五通)
請願者 愛知県豊橋市西小田原町九五 中
村修子外十五名

紹介議員 八木 一郎君
あん摩・マツサージ・指圧、はり、きゆう及び柔道整復以外の医療類似行為(いわゆる療術)については、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律により規制されているが、療術業者は無資格営業を広く、かつ、国や地方公共団体に対して療術の法制化を要望する請願等を行っている。こうしたことは、保健衛生の上からも混乱を生じさせ、また私どもが唯一とも頼むあん摩・マツサージ・指圧、はり、きゆうの職域を圧迫し、生計不安を起させているので療術の法制化には反対であるから善処されたい。

理由
(一)カイロプラスティック、器技など療術行為は、今日なお、保健衛生上疑義が生じており、許される範囲は、既にあん摩、マツサージ、指圧師の業

務と競合しているもので、これを独立される必要はない。(二)電気光線療法のうち、高度のものは医療に属し、輕易なものはいわゆるあん摩、マツサージ指圧等の補助手段として併用が認められてきており、これを分離して独立業種とすることはあん摩、マツサージ、指圧師等の業種を侵し国の医療制度を乱すことになる。(三)法律第二百七十七号公布の際、屈出医療類似行為者の取扱いは昭和三十年をもつて業務を廃止することになつてゐたが、三度にわたる期限延長の末、昭和三十九年には無期限営業許可の規定が生まれ、業界、官界に大きな禍根を残した。(四)法律第十二条及び同条の二の規定を守つていけば新規開業はなはずであるが、無資格業者は年ごとに増加してゐた。昭和三十五年療術行為にかかる最高裁判所の判決では「有害のおそれのない療術行為の禁止、処罰は違法である」との判旨が示されて、療術業者は公然と講習会を開いて、無資格者を含めて団体を作り、独立免許制度の実現によつてすべて合理化しようとしてゐる。(五)個々の療術に対する具体的措置については、厚生大臣があん摩等中央審議会の答申を受けて、医学的、技術的分野の専門家による研究班を委嘱し、療術の有効性、有害性などについて、調査研究が進められてゐるので、関係者は行動を慎み、調査結果を待つのが至当である。療術の法制化は、施術者の業権を侵し、私どもの職域を奪つてその生活を圧迫し、ひいては我が国の医療体系を乱し、国民の健康保持及び公衆衛生の向上を阻害するおそれがある。(資料添付)

第一三九号 昭和五十四年十二月一日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 東京都町田市本町田一、三九九
西村育子外千四百二十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一四〇号 昭和五十四年十二月一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋六ノ二六ノ一
ノ三〇九 川村恵子外三千五百四十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一四一号 昭和五十四年十二月三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 三重県津市南丸之内三ノ六 松原
美保外三千百十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一五五号 昭和五十四年十二月三日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 岡山県久米郡棚原町高下一六一ノ
二 青山和男外九百三十名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一五六号 昭和五十四年十二月三日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区港栄二ノ四ノ一 加
藤昭治外二千三百九十七名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一六二号 昭和五十四年十二月三日受理
栄養士法一部改正に関する請願
請願者 高知市本町二ノ一三ノ五一高知
赤十字病院内社団法人日本栄養士
会高知県支部内 笹岡美代
会高知県支部内 笹岡美代

紹介議員 林 道君
栄養士のうち少なくとも管理栄養士に限つては、国家試験合格者のみに資格を与える制度に改善されたい。

理由
栄養士制度は、医療職種としては、かなり先発的
制度であつたが、今や後発の職種を含めて、医療

職のほとんどすべてが国家試験を要件とする免許
制度になつてゐるにもかかわらず栄養士・管理栄
養士のみが今も無試験のまま残されてゐる。この
ため栄養士・管理栄養士のすべてが必ずしも社会
的信頼にそぐふてゐる。栄養士・管理栄養士の
業務が医療のなかでも重要な地位を築きつたある
ときに、それをつかさどる専門職種をこのような
状態に放置しておくことは国民の健康管理の上か
ら由々しい問題である。

第一九〇号 昭和五十四年十二月四日受理
労働行政体制確立に関する請願
請願者 大分市新川町二ノ一ノ三六全行政
管理庁職員組合大分支部内 石原
範雄外千八百四十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第一九三三号 昭和五十四年十二月四日受理
医療保険制度の大改悪反対に関する請願
請願者 広島市安佐町あさひが丘九六 田
中宗昭外五千三百三十三名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一九四号 昭和五十四年十二月四日受理
栄養士法一部改正に関する請願
請願者 東京都豊島区北大塚一ノ一六ノ六
大塚ビル内社団法人日本栄養士会
会長 森川規矩
会員 丸茂 重貞君

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二〇一〇号 昭和五十四年十二月四日受理
全国夜学生の労働条件改善等に関する請願
請願者 東京都足立区柳原一ノ九ノ一二
中山英子他四百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
勤労学生の通学時間を保障するため、学園の始業

時間に見合った退社時間を設定させるようにすべての各機関、各企業に行政指導をされたい。また、就職差別をやめさせるため、各機関・各企業に行政指導をされたい。

第二〇二号 昭和五十四年十二月四日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市港区南陽町西福田中江一〇〇ノ三 山田正一外二千三百四十四名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二〇五号 昭和五十四年十二月五日受理
公立保育所の増設等に関する請願

請願者 京都府相楽郡笠置町笠置風呂鼻三森岡保外二千四百三十七名
紹介議員 喜屋武眞榮君

一、公立保育所を増設すること。
二、保育所の父母負担を軽減し、保育料を値上げしないこと。

理由

本年は国際児童年に当たるが、我が国の青少年の教育環境はまだ劣悪な状況にある。せめて保育所・幼稚園から高校までの教育を受けさせてやりたいということは、子どもを持つすべての父母の願いであるが、物価上昇、雇用不安・中小企業倒産・大企業の減量経営・農業経営の行き詰まりなどのために、生活はますます苦しくなり、教育費負担が一層重荷になっている。

第二二三号 昭和五十四年十二月五日受理
栄養士法一部改正に関する請願

請願者 秋田市千秋明徳町一ノ四〇社団法人日本栄養士会秋田県支部内 菊地亮也
紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二三二号 昭和五十四年十二月六日受理
労働行政体制確立に関する請願

請願者 宮崎市橋通東二ノ九ノ一九宮崎県火薬保安協会内 吉野義明外三百二十五名
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第二三三二号 昭和五十四年十二月六日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 愛知県東海市名和町沙田西五五野村茂外七百三十九名
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二三八号 昭和五十四年十二月六日受理
積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の五十五年予算措置に関する請願

請願者 北海道沙流郡平取町長知内 日川金市外二百五十四名
紹介議員 小笠原貞子君

北海道など、積雪寒冷地の専業季節労働者に対する冬期間の就労と生活の保障をするため、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度について、政府は昭和五十五年予算編成に当たってこの制度が一層改善、拡大するよう十分な予算の増額措置を講ぜられたい。

理由

北海道約二十九万人の季節労働者は、他の都府県と異なり全道就業人口の約十四パーセントを占め、専業労働者として今日まで本道経済発展のために大きな役割を果たしてきたが、失業給付金が九十日分から雇用保険五十日分の特例一時金に移行したため、冬期積雪厳寒の中にある北海道経済と季節労働者の生活に著しい困難をもたらす結果となった。更にこれらの問題の解決や対策について北海道議会・市町村議会・全道市長・町村長会の決議をはじめ各業界・団体の要請も行われ、昭和五十二年より三箇年の暫定措置として積雪寒

冷地冬期雇用促進給付金制度が新設された。この制度の適用は五十三年度で一万四千七百十五事業主、十万四千三百二十名の季節労働者、七十四億八千八百万円の給付金となり、昭和五十二年一萬四千九百九事業主、七万五千六百六十六名の季節労働者、給付金は二十九億五千三百三十万円をはるかに超え、北海道冬期間における事業の拡大による通年雇用、季節労働者の就労の場の確保に積極的な役割を果たしている。しかし、北海道における冬期間の事業の継続と通年雇用の拡大は、今後の基本的な課題として残されており、この制度がわずかな三箇年で終了することは、北海道経済と季節労働者の生活にとつて、再び重大な困難をもたらすものであることは明らかである。

第二四六号 昭和五十四年十二月六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 青森県弘前市富野町一ノ九神山清作外二千二百六十六名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二四七号 昭和五十四年十二月六日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島一ノ一四ノ一九岸知一外千四百二十九名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二四八号 昭和五十四年十二月六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 三重県津市大門二六ノ一七 大橋伸好外二千九百七十六名
紹介議員 市川 正一君

根幸雄外二千四百八十二名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第二五三三号 昭和五十四年十二月六日受理
肢体障害者の生活保障に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障全協内全国肢体障害者団体連絡協議会内 栗津樹子外九十九名
紹介議員 立木 洋君

肢体障害者が社会の中で生きていくため、早急に次の事項の実現を図られたい。

一、障害等級は、医学的、日常的、社会参加、労働など総合的に判定し、脳性麻痺者に不利な認定を改善すること。

二、各種障害福祉年金、手当の支給対象を拡大するとともに、大幅に引き上げること。

三、障害者の医療費を無料にすること。

四、すべての肢体障害者に対して、最低月一回の定期検診を無料で実施すること。

五、肢体障害者が安心してかかる専門的な医療体制をつくること。(歯科治療も含む)

六、ホームヘルパーを増員し、もつと利用しやすい(時間、仕事内容等)内容に改善すること。

七、親なき後も安心して暮らしていける施設を地域に沢山つくること。

八、肢体障害者に適した職種開発を進めるとともに、就職相談、紹介、事後指導など、総合的な機能をもつ機関を設置すること。

九、障害者雇用率を引き上げるとともに、等級別障害別に雇用率を決めるなど、障害者の実情に合わせて、改善すること。

十、共同作業所、各種施設に仕事を保障し、助成制度を確立すること。

十一、働いている障害者の厚生年金の負担割合を大幅に軽減すること。

十二、重度、重複の肢体障害者のために、生活、労働、訓練などが総合的に保障される場をつ

くること。

理由

肢体障害者は、日頃社会の中で社会の一員として生きたいと、多くの困難を抱えながら必死で努力を続けている。そんななかで「外へ出て仲間が欲しい」「働らく所が欲しい」「体を治したい」「結婚して独立した生活がしたい」など人間として当然なやさやかな願いをもっているが、そんな願いさえなかなか実現しないのが現状である。

第二六二号 昭和五十四年十二月六日受理

積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度の五十五年度予算措置に関する請願

請願者 北海道砂川市東四条南四丁目 佐藤忠雄外三百五十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二六五号 昭和五十四年十二月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷二ノ三三ノ二ノ七二二 大伴嘉男外九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六六号 昭和五十四年十二月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都品川区小山七ノ九ノ一三土田二策外九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六七号 昭和五十四年十二月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田四ノ一六ノ二〇 野沢重雄外百十三名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六八号 昭和五十四年十二月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市文京二ノ八粕谷泰次外九十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七二号 昭和五十四年十二月六日受理

栄養士法一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市亀岡町一ノ一〇明善短大内社団法人日本栄養士会香川県支部内 熊野昭子

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二七三号 昭和五十四年十二月六日受理

栄養士法一部改正に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県衛生部健康指導課内社団法人熊本県栄養士会会長 西郷とし外六名

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二七四号 昭和五十四年十二月六日受理

家族性ポリボージス症に関する請願

請願者 東京都中野区南台三ノ三三ノ一〇田中和香外六十名

紹介議員 大石 武一君

家族性ポリボージス症の患者の生命を救い家庭の悲惨な状況を少しでも緩和するため、治療法についての適切な研究と難病指定、医療費、生活費助成などを制度化されたい。

理由

家族性ポリボージス症に困っている家族は全国に数千家族があり、それぞれの家庭は悲惨の極みに

陥れられている。家族性大腸ポリボージスは、大腸に無数の腺腫が発生してくる疾患であり、二十歳以後加齢とともに高率の腺腫の癌化を伴うもので大腸全剝、回腸人工肛門造設術が行われている。大腸を全剝され回腸に人工肛門を造設された場合には、大腸における水分電解質の吸収が極めて不十分になるため、一日二十回以上に及ぶ水様性下痢が続く、このため低蛋白症、体液電解質不全、肝腎障害、貧血、人工肛門部皮膚炎などの症状が長期にわたって続き、患者は退院できないか、退院しても幾度も入院治療を受けなければならないという難病で、患者の苦痛と家族の経済的な負担は過酷なものがある。しかしこの症病は家族性といわれ、その発端者をもつ家系では半数が疾患するといわれ、どんなに苦しくとも他人には知られたくないという心理化におかれるので今まで余り社会問題にならないでいたかと思われる。大腸全剝ではなく初期の治療による方法が諸外国でも研究されていると聞いているのでこの疾病の治療対策の研究を強めるとともに、患者及び家族の経済的負担を緩和するための対策を講ずるよう切望するものである。(資料添付)

昭和五十四年十二月二十日印刷

昭和五十四年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W